

平成24年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

6月11日（月）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第8番議員 河井 勝久 議員

第9番議員 川口 浩史 議員

第7番議員 吉場 道雄 議員

第10番議員 清水 正之 議員

○出席議員（14名）

1番 森 一人 議員

2番 大野 敏行 議員

3番 佐久間 孝光 議員

4番 青柳 賢治 議員

5番 小林 朝光 議員

6番 畠山 美幸 議員

7番 吉場 道雄 議員

8番 河井 勝久 議員

9番 川口 浩史 議員

10番 清水 正之 議員

11番 安藤 欣男 議員

12番 松本 美子 議員

13番 渋谷 登美子 議員

14番 長島 邦夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり
書	記	金	子	美	都

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
高	橋	兼	次	副町長
井	上	裕	美	総務課長
中	嶋	秀	雄	地域支援課長
中	西	敏	雄	税務課長
新	井	益	男	町民課長
岩	澤	浩	子	健康いきいき課長

青	木		務	長寿生きがい課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成 24 年嵐山町議会第2
回定例会第5日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

◎一般質問

○長島邦夫議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渋谷 登美子 議員

○長島邦夫議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号 13 番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の外部監査の導入の必要性についてからです。どうぞ。

〔13 番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、13 番議員、渋谷登美子、一般質問を行います。

外部監査の導入の必要性についてですけれども、松屋フーズの重複納税の問題の中から、職員は税理士による申告の場合、チェックしないことがわかった。専門家による、税申告、課税、納税までの手続、税の徴収に係る職員体制の課題について外部監査を調査依頼し、徴税の手続のマニュアル

ル化が必要である。方向を聞くということでお願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

外部監査は、ご案内のとおり、弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識を有する方に監査をしていただくことにより、町の監査機能の専門性、独立性の強化、これらを図るとともに、これらの視点から検討、評価を行い、建設的な提言を行っていただける、こうした新しい役割が期待をされており、町の監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的として導入をするものでございます。

なお、監査制度につきましては、地方行財政検討会議の中で見直しの方方向性が述べられておりまして、監査制度が有効に機能していない等の理由から、制度の廃止を含めゼロベースで見直しを進め、さらに関係者の意見を聞きながら詳細に検討されているということに聞いております。その方向性として、監査の独立性、専門性、これらを高める観点から、監査の外部化、内部、外部監査の明確化及び監査機能の共同化、これらの3つの見直し案が上げられております。今後もこれらの動向を注視してまいりたいと考えております。

当面の再発防止策でございますが、現下の課税体制のもとで適切な課税客体の把握、これに向けた対応策を講じて、その経過と効果を見きわめ

てまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○長島邦夫議長 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) これは、外部監査の導入については何度か質疑しています。今回の場合は、町民の方ともお話ししたのですが、やはりこのままではまずいのではないかと。県からの指導によって直すと、いろいろな修正をしていかれるということなのですが、一度全体的な流れを通してみて、何が問題であるかというのを専門家の方と一緒に調査をしていただくということのほうが町としてもやりやすいのではないかと。そして、マニュアル化していく中で、職員が毎年毎年かわっていくわけですから、その部分で必要なものを新たに税務課の職員になった方が習得していくという形がよいと思うのですが、当面の間ということではなく、やはり事件が、事柄が起きたときにすぐそれに対応していくと必要性もあると思うのですが。

それについては、町民の方とも話したのですが、町民の方というか、やっぱり企業に勤めていらっしゃる方たちは、これはまずいというのは、今の体制で、そして職員だけでやっていくのはまずいというふうに思われています。そうすると、やはり何らかの形で第三者が入って一遍検討し直していく、企業関係あるいは民間のことも知っていらっしゃる方が入って見直していくということのために、いろいろなことを知っていらっしゃる外部監査、公認会計士なり税理士の方、そして専門性のある、法律でも税務関係に専門性のある

方を一度依頼してチェックをしていくという必要性はあると思うのですが、その点について再度伺いたいと思います。方向性を待つという形ではなくて、やっぱりそのときそのときでやっていく必要性もあると思うのですが、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の件についての今後の対応ということでございます。

今回、こういう事態になったというのの一番の原因というのは、職員に専門的な知識が欠けているということではないわけなのです。それで、きのうも話をさせていただきましたが、昨年度のあれで 510 件だったですか、510 件の償却資産の自己申告が出ているわけなのです。そして、それを一つ一つ、その申告をしていただいたところへ行って調べればこういうことにはならなかったわけだと思うのです。

しかし、現状、この近辺では、そののところに行って調べているところというのは余りあるとは聞いていないのです。この辺の税理士さんも、自分で申告をしたものについては調べが来ないというか、それぐらいに、職員の仕事量も限界もありますし、きのうも説明がありましたように、期間が限られておりますので、なかなか難しい。ですので、その作業が始まるものを前に、前延ばしをして、そのところから周知をしてやっていこうということで対応していこうということを考えております。ですので、それらがきっちりできない場合

には、そのところでしっかり見直しというか、調査の内容を確認しに行ける体制をつくる、これが一番大切かなというふうに思っております、今度の件については。

それと、もう一つ別の観点では、議員さんのおっしゃるように監査制度というものについての見直し、これも中央では出ておるわけでありまして、いろんな形で、今の監査体制でいいのかというのが国で考えている基本になっておりまして、今話をさせていただいたような幾つかのケースが考えられているわけありますので、それらの進展を注意深く関心を持ちながら、嵐山町にとっては、どういう体制が一番嵐山に適しているのか、嵐山の規模で適しているのか、そういうことも検討していきたいというふうに思ってます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 固定資産と償却資産が書類の中に間違えて書いてあるというのかな、重複して書いてあるというのは、基本的にある程度の知識があつたらわかると思うのです。そして、それをチェックする時間がなかったというわけですね。チェックする時間をどうやってつくっていくか、その問題ですね。その問題を、職員が見ていくという形ではなくて、別の方法もあるのではないかとということで、今の税の体制もいろいろ変わってきていると思うのです。これからも変わっていくかもしれないのだけれども、そのところでいろいろなことの知識を持った方と一緒にチェックしてみるという必要はあると思うのですけども、それは職員だけでやっていっていいの

かということと、徴税に関して、外部の人が入って一回チェックしてみるとい
う、システムをチェックしていくという方向もあっていいかなと思うのですが、
それは単純に、外部監査の新たな監査制度ができてから、その方向を
見てからということになるのか、それとも、一度外部の方に、第三者も入って
町の徴税のシステムを検討していくという機会があってもいいと思うのです
けれども、それはそのように思われませんか。私なんかも、やっぱりちょっと
ほかの方からも聞いてみて、やっぱり一遍、職員体制だけではなくて、外部
の人も入ってみてチェックし直してみるというのは必要なことだと思うので
すが、この点についてはいかがなのでしょう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり、お説のとおりです。

それで、当面、町のほうでも、担当の係の中でどこのところがどういうふう
に改善していくべきか、一番先に何をやるべきか、そしてそういうものにはど
ういう体制がいいのかということは今検討をさせているところです。それには、
県の指導もありますし、いろんな形がありますし、それで足りなければ、議員
さんのおっしゃるように専門的な知識を持った方をお願いをするとかいうこと
でいきたいと思うのです。当面、先ほど言いましたけれども、今の嵐山町の
人的な中で、期間が限られた中で、申告していただいたものに対する課税、
これをどう100%、中がチェックできる体制がとれるかということに今腐心を

しているところでありまして、それらを中心に、おっしゃるような内容を検討して課税体制の完璧化を期していきたいというふうに考えています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ここで余り時間をとる予定はなかったのですが、ITに関しても、外部の方が入ってきて、専門的なものをチェックしていただいて、それで変わってきている。税務に関しても、そういったものが少しずつ入っていったほうが、初めから、職員だけでやって足りなかったら、県からやって足りなかったらという形ではなくて、一遍、全部を出してみて、そして何が必要なのか、企業や何かとどう違っていくのか、そういった部分もチェックし直したほうがいいと思うのですけれども、そういうふうな意味での外部監査というのは、金額的に難しいからそれを一度に出さないということなのか、それとも予算化するのが難しいからということなのか、初めから職員体制でやって、だんだん、だんだんやっていくという形でやっていくのか、そのところはわからないのですが、一度は機会があったときに、いい機会なのでやってみるという必要はあると思うのですが、やっぱり足りなかったら、不足したらやっていくという形がベストなのですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 監査制度のことと、それから今度の調査の監督の部分と別個だと思うのですが、監査制度について、おっしゃるように、国の中

で今の監査制度でいいのだろうか、監査体制でいいのだろうかという大きな問題が提起をされていて、そしてそれには、今答弁させていただいたように、ゼロベースで取り組んでいこうということになっているわけです。ですので、それらを当然研究しながら、嵐山町でも、嵐山町に合った監査体制というのが、今のままでいいのだろうか、あるいは専門的な知識をどう入れているといいのだろうかというようなことも考えて、国の流れと同時に検討を加えていきたいということです。

それと、おっしゃるように、今回のことに関しての検討というのも、内部であるいは上位のところからいろいろご指導をいただく中で、足りなければ何が足りないのか、専門的な人をお願いせざるを得ないという、お願いをしたほうがいいのだということになれば、当然そういうこともやっていかなければいけない。ただ、先ほどから言っているように、今回の場合、手が回らなかったということが一番の大きな問題ですので、そのところをどうフォローをして、それですべてオーケーなのかということも今検討しておりますので、議員さんおっしゃるような内容も十分検討してこれから対応していきたいと考えています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ここ時間を取りたくなかったのですけれども、平成9年からですね。平成9年からずっとあって、そしてそれですっと手が足りなかったでは言いわけは済まないと思うのです。平成9年から3年ぐらい

の間隔でやっていたら、それは手が足りなかったからというふうなことも言えると思うのですけれども、平成9年から22年度までですので、それはちょっと手が足りなかったからという形にはいけないと思うのです。

それで、実際に徴税の部分で、今回、町長が就任されてから、そして徴税に関しては職員をふやしていますよね。それで、なおかつこういう状況になってきたということがあるので、やっぱり難しい部分があったので、それで、職員だけではなくて、外部的なものも一緒に見ていただくという、外部監査というのは、内部での監査ではなくて、外部の方をお願いしていくということですから、その点については要望という形で済ませておきますけれども、今までの状況とは違うものが求められているということだけは確かだと思っています。

次にいきます。2番目ですけれども、今後の北部地区のあり方についてです。(1)として、町立吉田集会所運営委員会の議事録を読むと、吉田地区の人にしか情報提供がなく、吉田地区の人にしか情報提供がないというのは、ふれあい塾とふれあい講座についての高齢化による参加者の減が課題になっています。これは確かにそういうふうに言われています。そして、町立吉田集会所事業を北部交流センター事業として進め、嵐山町全体事業として取り組む必要があると考えています。見直しが必要ですが、考えを伺います。

2番目です。町立吉田集会所の耐震診断をこの間予算組みをしましたが、

吉田集会所耐震診断、予算決定までの経過を伺います。これについては、一定程度の議事録も読みましたので、ある程度わかっていますけれども、しっかりしたことを伺いたいと思います。

(3)です。吉田集会所での事業展開の将来プランを聞く。運営費、建築コストを考慮すると、吉田集会所を廃止し、この事業費を七郷小に隣接する北部交流センターと介護保険施設やすらぎの事業に活用し、北部交流センターの事業を充実させることによる財政効果、地域の効果は大きい、考えを聞くということです。

(4)として、北部地区は、北部交流センターと町立吉田集会所、花見台工業団地管理センターなどが町の施設ですが、施設が偏在しています。財政的にも、新しい施設建設は難しいところです。吉田集会所を活用している人の移動を含め、北部地区の住民の移動について、地域公共交通会議を立ち上げて、そういったことの課題解決をお願いしたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

質問項目の2の(1)からお答えをさせていただきます。吉田集会所のふれあい講座は、吉田地区の一般成人の方を対象に、差別や偏見のない明るい地域づくり推進と人権意識の高揚、さまざまな教室を通して、地域住民

との交流と連帯、教育と文化の向上を目的に、健康ダンス教室、手芸教室、探訪研修、交流事業などを開催しております。

吉田集会所事業を北部交流センター事業として進め、嵐山町全体の事業として取り組む必要がある、見直しが必要ではという質問でございますが、目的であります差別や偏見のない明るい地域づくり、地域住民との交流と連帯を達成するためには、吉田地区の住民の方を対象にした吉田集会所で開催するのが重要であり、また意義のあることと考えておりますので、現在の開催方法を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目2の(2)についてお答えをさせていただきます。町立吉田集会所は、昭和49年3月完成をし、築後約38年を経過しております。集会所事業での使用や災害時の避難施設にも指定をされております。公共施設としての安全を確保し、使用者の安全確保、避難所としての安全確保、これらを図るため、本年度当初予算に耐震診断業務委託料を計上させていただきました。

続きまして、質問項目2の(3)についてお答えをいたします。吉田集会所での事業展開の将来プランについて、運営費、建設コスト、これらを考慮すると、吉田集会所を廃止し、その事業費を七郷小に隣接する北部交流センターと介護保険施設やすらぎの事業に活用し、北部交流センターの事業を充実させることにより、より財政効果、地域の効果は大きいというお考えでありますが、吉田集会所の廃止等につきましては、今年度実施をする吉田

集会所の耐震診断の結果、これらを見まして総合的に判断をしてみたいです。事業費につきましては、今後も吉田集会所事業として実施してみたいです。

続きまして、質問項目2の(4)についてお答えをさせていただきます。ご質問にあります地域公共交通会議の位置づけは、前回会議でもお答えをさせていただきましたが、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の態様及び運賃、料金に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するために設置をされるものととらえております。

町では、地域住民の生活交通の確保をどう取り組むかについて検討を重ねてまいりました結果、現在の路線バスの活用に加え、昨年7月から高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業を試行しているところでございます。また、この試行結果を踏まえまして今後の方針を決定していきたいと考えておりますので、地域公共交通会議の立ち上げの考えは現在持っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) まず、第1番目のお答えなのですが、吉田集会所は嵐山町の社会的同和を解決するための施設ですよね。吉田1区、2区だけにしか社会的同和の問題がないというふうに嵐山町は判断す

るというふうに、今のお答えですと考えられますが、今、これから人権同和対策の計画が24年度で終了して、25年度から新たな計画を立てるわけですよ。それは、第5次総合振興計画において人権計画になっていくというふうに考えていますが、その中にも同和対策も入ってくるかもしれないのですけれども、吉田1区、2区だけが社会的同和の問題がある場所というふうに考えるのはちょっと問題がある、逆に言えば、今の行政の発言は、地域的な問題としてとらえ過ぎていて、人権問題として考えていない。社会的同和は吉田1区、2区だけで行われているというふうに、問題があるというふうに考えるのか、それとも、嵐山町の町立施設でありますから、それを嵐山町全域に広げていくというふうに考えるのか、それは大きな問題であると思います。その点について伺いたいと思います。

そして、吉田集会所の議事録を見てみますと、参加者を見てみますと、今持ってきていませんけれども、ふれあい健康教室だったら2回で15人ですか、カラオケ教室も、今回の122条報告で、2回で15人とか13人とかで、最終の日に行われた吉田集会所、触れ合いのお祭りですか、それも35人とか、そんな感じの数字であったと思います。そうすると、ここで、吉田1区、2区だけに限っていて、ずっと運営会議の会議録を読んでも、これだと人数は少ないので、参加者をふやすためには工夫が必要であると言われて、ずっと昔から、昔というか、3年、4年ぐらい前からですよ。もっと広げるべきではないかと言われてつつ、それをずっとこのようにして固執している

理由というのは一体何なのか。嵐山町の社会的同和は、吉田1区、2区に限るものなのですか。その点について伺いたと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2つのお尋ねだと思います。

最初の件についてお答えさせていただきます。吉田の1区、2区だけの問題かということでございます。そして、そのところでやるのはそういうことなのかということですが、当然のことですけれども、現在やっている嵐山町の人権教育、同和教育というのは全町を相手に地域全体で取り組んでまいっております。そして、それは結果として吉田1区の集会所で行うこともありますけれども、それは今までの歴史の中で、地域要望もありますし、地域の皆様の考え方もありますし、そしてそれらを町の考え方として、1つの事業をそのところでやるのがよからうということで、中心的に事業展開をしてきているところであります。

そしてもう一つ、その事業が、特別法が経過した後も吉田でやっているということですが、それについても、やっぱり全体事業の中の一つとして、このところでやっていくのがよからうという、嵐山町の歴史の上で場所を選んでやっている。

そして、その中で、現在、今おっしゃったような参加者が少ないという課題は、運営委員会でも再三検討をされているところです。そして、それらに

いかに対応をしたらいいのかということも委員の皆さんからいろんな意見が出て、そしてそれらをどうやろうか、そして、こうしていこう、ああしていこう、新しい事業も展開をしたり、呼びかけを広い範囲に変えてみたり、今やっているところですけども、なかなか現実としてしっかりした成果が出てこないというのが状況でございます。ですので、今後とも、それらに向かって目的のとおり成果が出るような努力は続けていきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 私がこの吉田1区、2区にこだわる、町長が町立吉田集会所を吉田1区、2区の人にこだわるということはおかしいなと思っているのです。

それで、嵐山町の七郷小学校も北部交流センターも、それからなごみも吉田地区にあります。それを吉田地区に移して、そういった形で、もう吉田集会所というのは危険なものですから、危険なもので耐震をしていく、そして耐震診断の結果、幾らかでも、予算が幾らぐらいだったならば、建築費用が幾らぐらいだったら今後改築していくというふうな基準が出てくると思うのですけれども、それでやっていく場合に、それでやっていくこと自体がもう無理なのではないかなというふうに思っています。あの斜面地を見ていても、ここで本当に町立の施設があるということ自体がかなり問題だと思っていて、新たな施設をつくることは難しいだろうというふうに考えています。そうすると、や

はり今の段階でもう吉田集会所事業を移していく、嵐山町全体の事業として考えていくほうが効果的であるというふうに思うのは、今も吉田集会所事業、私、ふれあい塾をととてもいい事業と思っているのです。ですから、嵐山町全体の事業にして考えていくほうがいいと思います。

ふれあい講座に関しては、本当に来ていらっしゃる方も、どの程度、同じメンバーなのだろうなというふうに見ています。かなり難しい部分があるので、そしてずっと読んでいても、本当にどうやって展開させていこうかということがわかるわけなのですけれども、そのところで固執していくと、北部地区自体がもう財政的にも無理なわけですね。それを、そのとこに固執していくことによって、北部地域の活性化が進まない。吉田集会所に財政を使うことによって、ほかの部分に、当然、パイが少ないわけですから回っていかないわけです。運営費もそうです。運営費は 110 万ぐらいかかっていますし、職員の経費もあります。そして、ふれあい講座の経費もあるわけですから、そうしたら、その部分を北部のふれあい交流センターの中に持っていくほうがよほどいいと思うのですけれども、それについての考え方というのは町長は将来、長い展望を持ったときにどうなのかということを考えたときには、そういうふうなことを考えられないのかどうか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 事業を町全体の事業として広げていったらいいのだろう、

あそこのところに固執しないでやったらどうだということでございますが、交流センターではなくて、あそこの運営協議会の中でも検討されていて、今話したように人員をどうやったらふやしていけるのか、それともう一つ、事業を今のままの事業でいいのか、新しいのはどうなのだろうということで取り組んでおります。そして、新しい事業も取り組む中で、場所をあそこのところだけで当然やらないで、ほかのところにも出かけたり、小学校を使って事業をしたり、あるいは町外にも出たりというようなことをやってきております。ですので、お考えのとおりそういう方向性は出ております。しかし、中心的にはあそこの場所を今使っている。ただ、そこのところに固執をするという考え方はございません。

そして、お話のように、北部の交流センターも使ったらということでございますが、北部の交流センターも使っておりますし、七郷の小学校も使わせていただいている、そしてまた、町のバスを利用して生涯の研修の場もつくっている、そういう状況でございますので、これからも事業を考える、そしてその展開の仕方を考える、そういう形で、地域と、全町と取り組んで、一体となって差別のない社会をつくっていく努力をしていきたいと考えています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ちょっと関連になるのですけれども、2に移りながら1もやっていくという感じになりますが。

2ですけれども、吉田集会所の耐震診断に関しましては、市町村交渉の、

部落解放同盟嵐山支部から何年度ぐらいからずっと来ている、要望書として出てきていますよね。そして、今年度の要望書でそれが回答に、予算をとるというふうな形になってきています。

今年の2月3日ですか、行われた教育委員会との交渉の会議録がありました。そこを読みますと、これは執行委員長ですか、執行委員長の方がお話しされています。集会所に関しては、人口が多いところと農村部と一概には言えないけれども、地域に開かれた公共施設を私は常々思っていると、使われ方に関しては、いろいろなあり方があるけれども、場合によっては、このような財政状況なので、統合して管理してもいいのではないかというふうな考え方も持っているというふうなことを書いています、話していらっしゃる。だけれども、嵐山町では、公共施設の統合というのを部落解放同盟の執行委員長のほうが話していても、嵐山町では、それを行う、この財政状況の厳しいことがわかっていて、そして、そのような形にしていけないともう町民自体が受け入れることが難しい、また財政的にもこれからの計画的に難しいのではないかというふうな考え方もあるわけですが。ですけれども、これで嵐山町は、毎回毎回、市町村交渉のたびに嵐山支部の要望書が出てきて、そこに耐震診断が出ています。

ところで、嵐山支部の支部長は議員でした。嵐山町の議会政治倫理条例の第6条には、予算を伴うような要望を出す場合には議会にそれを届けなくてはならないというのがあるのですけれども、ずっと見たのですけれども、

それはなかったです。そのために、私たちも、私というか、予算書を見て初めてわかるわけです。ああ、つけたのだなというのがわかるわけですがけれども、そういった状況の中で、これは非常に、私は、秘密裏にというか、第2次市町村交渉自体が皆さんにわかっていませんから、年に3回あって、そしていろいろなことが話し合われていますけれども、わかっていない。

それで、町長は、これは耐震診断の結果という形にはなるのでしょうかけれども、予算決定するまでのというのは町がというふうな形に、おっしゃっていただけますけれども、ずっと嵐山支部から要望書が出てきていて、それで、ずっと断っていたけれども、国の予算が出るまでというふうな形で出ていたけれども、この11月に、嵐山町で耐震審査ができないのかというふうに言われて、そして嵐山町の財政、予算でできないのかと言われて今回組んだわけですがけれども、今回組んでみたら、でも統合することも考えられる、本庄市もそのような形になっている、それから神川町の問題も出てきたというのがずっと出てきていますよね。そういったことの中で、嵐山町も、前回もありましたけれども、方向転換をしていく。少なくとも、そういった基準をどこに持っていくのか、耐震診断で全面的に改装しなくてはいけない、どこまでの改装だったら続けていくのか。今後5年、10年の形で、10年ではないですよ、嵐山支部がどのくらいあるかわからないですがけれども、あそこに公共施設を置いておくことがいいことなのか、悪いことなのか。そして、耐震改修をしても、それがもつものなのかどうなのか。今の北部地区の人口の動きを見ていて、こ

れがマイナスになるのではないかというふうに私は考えているわけで、その点について、予算措置のことも町長が言われた経過とは違ってきますよね。ご答弁の経過とは実際には違っている、そのことについて伺いたいと思うのです。なぜこういうふうに予算要望がずっと出てきたということを話さないのか、経過の中で話していかないのか、このことについて伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 1つは、予算要望が出ていたものを外に出さなかったということですけれども、出さなかったというのではなくて、別に出す必要もないから出さなかっただけのことであって、ほかのところでも予算要望は、この道路をどうしてください、この通りに側溝にふたをしてください、広げてくださいというのはずっとどこかでもたくさん出ております。そういう中で、予算を組むときに話をして、ご理解をいただけたものについて予算化をしていくという内容です。

そして今、嵐山町の中で、学校施設もそうですけれども、公立の施設の耐震化を急いでおります。その一環として、町立の施設ですので、耐震の検査をすると、こういう状況です。そして、それをどれぐらいな修理が必要だとか、あるいはこれはもう使うにたえないというようなことになるのか、新しくつくらなければいけないのかというようなことに、検査がどういう結果が出るか

わかりませんが、それらに対応をしていきたい、そういうことでございます。

ですので、今まで町長が答弁したものと狂っている、違っているという話ですけども、一つも違っているところはないわけであります。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) いや、違っています。何度も何度も耐震審査の要望が出てきました。そのたびに、国の予算が出てきたらというふうな形で要望書の返答が出てきました。そして今回、予算措置をするというふうに回答書を出しました。そのことを聞いているのですけれども、ですから、町長の答弁というのはその経過とは全く違うものです。初めて今度、町の予算を使ってやるというふうになったわけですから、その答えとは違って、その答えになってしまったのは何なのかというふうなことを伺っているわけですが、これについてはもう言ってもしょうがないので、いいです。

私は、3番目にいきますけれども、吉田集会所をこのまま続けていくよりも、北部交流センターに、それからなごみのほうに、少なくともランニングコスト110万円ですよね、110万円。そして、そのほかに今度、建築コストもあつたら220万円ですか、耐震の費用も220円ですか。そのほかに、社会教育指導員の費用もあります。社会教育指導員の費用が100万円前後あると思うのですけれども、それにふれあい講座の費用というふうなものをすべて北部ふれあい交流センターに移したほうが、財政効果も町の効果も、人的な町民へのプラスの効果も多いと思うのです。そのために、いつまでも吉

田集会所に固執する必要はないし、その場所に置いておくよりも、北部交流センターのところに人権教育も持ってくればよいわけですから、そういうふうな形に考えて切りかえていくべきだと思うので、その点についての考え方を、特に吉田1区、2区にこだわらずに、吉田1区、2区の方も含めてやっていくべきだと思うのですけれども、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどもお答えをさせていただきました。事業によって、その場所を使ったり、あるいはそうではないところのほうが効果が出るだろうというところは北部交流センターを使ったり、七郷小学校を使わせていただいたり、町外に出たりということでお話をさせていただきました。ですので、このところにこだわってということではなくて、研修の成果、この事業の成果がどうしたらさらに伸びるか、上がるか、そういうことの検討を研究会、研修会、会議の中で諮っていただいて、それらに基づいて実施をしているということでございます。何かこだわっているというようなことがありますけれども、こだわりはなくて、こちらがこだわっているのは、事業の成果がどうしたら出るかということに一番こだわっているところであります。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) いろいろな場所をおっしゃっていますけれども、ふれあい塾はほとんど吉田集会所でやっていますよね。それから、カラオケ

が一番大きいみたいですがけれども、それも、カラオケなんかも健康教室も吉田集会所でやっていますよね。吉田集会所でやっていない事業というのは、多分、そば打ちとかそういうのは別のところでやっていたりすると思うのですけれども、パソコン教室は七郷小でやっていたりすると思うのです。ですがけれども、基本的に全部そこでなくても、向こうに移したほうが効果が上がるというふうに思います。

ふれあい塾に関しては、特に何も七郷小から吉田集会所まで子供を連れてくる必要はなくて、その七郷小でやるほうがうんと効果があると思うのです。それなのに、そこにやっていく。そして、カラオケをレーザーディスクに変えてほしいとかいうことが毎回毎回出てきていますけれども、カラオケも北部交流センターではなくて、あれはやすらぎですか、やすらぎにはあるわけですね。そうすると、そういったものを使わなくてもいいわけです。別にそこでやらなくてもいい。

健康教室は、いろいろ、お料理なんかもなさっていると思うのですけれども、そのお料理も、北部交流センターに調理室がある。それを考えていくと、そういった大きな場所もある、なぜそこに固執する必要があるのか。なので、逆に言えば、吉田集会所に来る方をむしろ、これは4番にもいきますけれども、移動支援をするような形の、小さな取り組みをそのところから始めていて、地域公共交通会議的なものを、どのようにしたら皆さんがうまくそこに行けるかというふうな、将来的なプランを持ってやっていかないと、今このま

ま吉田集会所事業というのをやっていく、運営していくということで、5年、10年先のプランも逆になくなっていく、そういうふうにするのです。

ですから、そういったことも含めて、吉田集会所のところの財政効果、それって成果ですよ。成果も、今そこに住んでいる人たちというか、高齢の方にとっても、実際には、そこでやるよりはいろいろなところに動いていったほうが、外部に出るという意味ではいいのではないですか。私は、その成果がどう上がるかというのは、1つには、人が講座に集まるという成果だけではないと思うのですけれども、その人たちがどうプラスに考えていか、エンパワメントするかということが成果だと思うのですけれども、そうすると、新たな場所に行くということも一つの新しいエンパワメントを得る成果になると思うのです。

そういったことも含めて、今、こういうふうにして吉田集会所運営会議の議事録も読んでいますけれども、もうそういうふうなことが財政的にも無理だし、将来的なプランも無理だし、そういうことを理解を求めて、そして新しい形に変えていくというふうな方向を町長がつくらないと、町自体の計画がだんだん、だんだん縮小していく、北部全体の形として発展していかない、財政が回っていかないという状況になってくると思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどからお話をさせていただいておりますけれども、事業の成果がどう上がるかということで、委員会でもいろんな意見を出して、それでそれらに基づいて事業を行ってきている。ですので、場所にこだわってやっているということは考えられない。ですから、いろんなところに広がってきているというのは、事業の中を見てもわかるというふうに思います。

そして、今のような状況のままだったら嵐山町はというお話でした。きのうから、きのうというか、1日目の一般質問のときからお話をさせていただいておりますけれども、物事を考えるのに目先だけではいけない、考え方の基本、見方、長期のスパン、長い目で見たらいいのではないかという考え方がございます。そして、それらのもの、事業、いろんなものに対する見方というのも、一面的に見るのではなくて多面的に見る必要があろう。上下、左右、相手のことも自分のことも、そして物を見るのに鳥瞰的に、しっかり全体を見たりということが必要でしょう。そして、物事の一番肝心なことというのは、枝葉末節にとらわれないで、根幹的なものを考えていかなければいけないでしょうという、物事の考え方の基本という教えがあります。私も、ですから、いろんなことについては、そういうものを勉強させていただいて、そのようなことを心に置きながら行わせていただいている。

そして、お話を申し上げましたように、町の事業を考えると、5年、10年、目先のことでなくて、おっしゃるように、2,000年を超える日本史の中で、今のようなこんな激動の時期はないのだという話をさせていただきました。

ですから、そういうものを、これから先を見据えて、嵐山町の立ち位置というのはどうしたらいいのか、どう考えて、何を考えていったらいいのかというようなこともすべて考えていかなければいけないと思うのです。

この冬、雪かきの話がテレビでやっていました。そして、雪がかけないので、おうちがつぶれてしまうというような話がありました。おうちだけではなく、橋がおっこちてしまったというようなところもニュースでありました。そういう状況、もう手がかけられない状況というのが出てくる。そういうことも嵐山町の中に起きてしまったら困るわけですので、しかも、だけれども、そういう状況に限りなく近づいていくということは、もう今の数値を見れば、これから先の状況を見れば、嵐山町だけではなくて、埼玉県も日本もそういう方向にいくわけですので、議員さんおっしゃるように、そういった基本的な考え方、嵐山町はどうしたらいいのか、これから5年、10年、100年、どうしたらいいのかということはしっかり当然考えていかなければいけないというふうに思っています。

そういう上で、町の施設、これも今のまま、あるものを新しくどんどんつくっていけばいいのか、あるいは人口が少なくなり、あるいは生産年齢人口、お金を稼いでくれる世帯が、部分が、人たちが少なくなってくるわけですから、当然、お金もこれからは自分のところでは稼げない。国もこういう状況ですから、期待ができないという中であれば、道路はどうする、橋はどうするもありますけれども、町の公共施設の建物も、今のまま、古くなったからつくる、

こっちがこうなったからこうなるというようなことではいけない。何か統合するものが出てきたら、そうしたらそのときにはどう考えたらいいいのか、長いスパンで、当然のことですけれども、考えていかなければいけない、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、私は、町長がそういうふうな長いスパンで考えて、広域的に物を見て町立吉田集会所事業を運営していくというふうには私は見えないのです。

これに関して言えば、長いスパンで見て、そして広域的に見ていくと、これはもう本当に、北部交流センターと合流させて、そして今のふれあい塾は菅谷小学校と志賀小学校にも移して、一緒に同じようにしてやっていく、そういった形で子供の貧困などを、教育効果を上げていくというふうな形に転換していくべきだというふうに考えています。その部分の 110 万円、運営費の 110 万円は大きいです。運営費の 110 万円がなかったら、ふれあい塾 20 万円ですか、20 万円の効果をそれにプラスして、そっちのほうに渡すことができます。さらに、社会教育指導員の費用があるわけですから、そこにいっている費用がありますから、その部分は北部交流センターのところでしっかりした事業ができていく。耐震検査も行う形になってきますけれども、耐震検査も別の部分で、例えばなごみや北部交流センターの新たに改修しない部分に回していくことができる。そういうふうなことを考えてきたときには、

もう十分に、部落解放同盟嵐山支部の方、部落解放同盟埼玉県連合会の方と十分に話し合って、そして統合していくという方向を持っていてもいいのではないかなというふうに考えています。それは、それについてのお答えは要りませんけれども、そのような形で今後交渉していただかざるを得ない状況になっていると思いますので、それをお話しさせていただきまして、次に移ります。

節電についてということですが、1、(1)、業務用の電力の場合、照明が27%、空調が42%の使用量とされています。照明については、明かりリースやレンタル制度があり、公共施設の照明、防犯灯は初期費用なしでLEDに変更できる。リース等を活用し、照明のLED化と経費節減を求める。

(2)です。公共施設の空調をガスヒートポンプにした場合、15年前のものに比べると20分の1の経費に、CO2の排出量は30%減になる。リース制度を活用し、空調による節電とCO2排出量の削減の考え方を聞く。

(3)です。エアコン利用の施設におけるディマンドコントローラーの活用についての考えを聞く。

(4)です。事業所に対しての省エネ機器活用の補助金の創設を求める。照明器具を共同購入する場合、価格が低額になること、事業用リースがあること、ディマンドコントローラー活用等の広報を求める。屋外ライト規制の考え方も、それに一緒に加えて質問いたします。

これは、この一般質問の質問項目を書いた後にちょっと勉強してきたので、その後、再質問でさせていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 渋谷議員、けさ、参考資料が出ていますよね。

○13 番(渋谷登美子議員) 参考資料、後で。

○長島邦夫議長 一応、それもまた見ていただければと思います。

それでは、答弁を求めます。

小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、まず(1)についてお答えを申し上げたいと思います。

ただいま渋谷議員から電気量等の率が示されましたけれども、私どもが調べると若干違っておりますけれども、ご承知しておいていただきたいと思っています。平均的なオフィスビルにおける電力消費のうち、空調用電力が約48%、照明が24%、OA機器が16%を占めていると言われております。これらの分野における節電対策は特に効果的と考えられます。

一般照明用のLED化につきましては、施策として実施しているところでございます。昨年度から、消費電力の高い町民ホールハロゲン電球50個や非常時照明用電球240個の交換、防犯灯照明の交換時のLED化などを図っています。LED照明はすぐれた節電効果があり、長寿命でありますことは周知の事実でございますが、数年前に比べて価格も下がってきてい

るとはいえ、いまだ白熱電球や蛍光灯などに比較すると単価は高く、LED化にするには現在使用している照明器具ごと交換する必要がございましたり、直管形LEDはさらに単価が高い状況でございます。

このようなことを背景に、昨今、数社において初期導入費用を平準化できるレンタルやリースサービスがございます。リース期間等、内容は各社さまさまなようですが、庁舎においては一般的な基本工事と設定されている範囲を超える高いところや特別な養生が必要となる場所もあることや、リース期間終了後に引き揚げとなった後の対応、安定器の漏電防止策など、現時点では多くの効果は見込むことはできません。しかしながら、照明のLED化は、省エネ効果、地球温暖化対策、経費節減の面からしても非常に有効な手段となることから、今後とも製品の性能向上や安全性並びに経費面の有利性を積極的に検討してまいりたいというふうに現在のところ考えております。

質問項目の(2)についてお答え申し上げます。現在、庁舎は電気ヒートポンプ方式で冷暖房を行っております。これをガスヒートポンプに変えた場合、契約電力量が抑制できることが最大のメリットとなります。技術の進歩により製品の性能向上が達成されており、数年前のGHPと比べても、エネルギー消費量、CO2排出量は低減をしてきております。

導入するに当たっては、ガスの調達が必要となりますが、ガス導管がない地域でございますので、ガスポンベの配置対応となります。現在敷地内に

はボンベ庫はございますが、保管本数の法定規制により増築または新たな貯蔵庫の設置が必要となると考えられます。設置場所につきましては、室外ユニットの直近が最も効率的でありますので、ガスエンジン等の大型室外ユニット及びボンベ庫のスペースの確保が必要となります。

また、GHPはEHPに比べて、定期点検、メンテナンスが十分に行われていないと効果が得られないため、相当なコストが見込まれます。また、庁舎内に集中空調となっていない冷暖房機が数機ございますので、これをGHPに変えるためには、新冷媒用の配管、冷媒機器、電気の計装など大がかりな工事が必要となります。一般的なリースでは導管がある場合が想定され、室外ユニット本体のみまたは本体及びその設置工事費となりますが、それ以外の工事費、必要に応じての配管洗浄などの費用対効果を勘案いたしますと、即時導入は有効性が低いと考えられます。

現在、空調を使用するに当たっては、使用時間の短縮や割引制度の積極的な活用、蓄熱器の使用などによって電気料金の削減、CO2排出量の削減に努めております。また、職員が一丸となってさまざまな節電対策を展開し、実施しております。今後、庁舎をはじめ他の公共施設につきましても、老朽化する機器の更新時にはGHPにかえることやEHPとの併用について、効率的かつ地球温暖化対策の面からも最も有効な方法を検討してまいりたいと今のところ考えております。

質問項目の(3)につきましてお答えいたします。ダイヤモンドコントローラー

は、高圧受電の電力需給者が契約電力の超過を防いだり、ダイヤモンド値の引き下げを目的に使用する装置で、受給者の時々刻々と変化する使用電力を監視し、設定されたダイヤモンド値を超えると負荷設備に制御をかけ、一定の値を超えないようにし、電気使用量、電気料金の削減をするものでございます。

昨年竣工いたしましたふれあい交流センターは、ダイヤモンドコントロール、スーパーマックス¹²を設置済みでございます。照明やエアコンなどの電気計測、監視をし、設定されたダイヤモンド値を超えると予想された場合に、事務室に設置された装置が警報音を発します。警報が発報した場合には、職員が施設内の照明、エアコンなどの使用状況を確認し、会議室等を使用されているお客様に節電を呼びかけたり、支障のない範囲で抑制または停止を行っております。ダイヤモンドコントローラーの機能としては、消費電力の多いエアコンに基板を設置することにより、エアコンを自動停止する機能を付加し、電気使用量を抑制する設定が可能でしたが、対象エアコンのすべてが自動停止してしまい、使用されている方々にご迷惑をかけることのデメリットがあるために、センター建設時にいろいろ協議をいたしまして、自動停止機能は設定しないという経緯がございます。

また、役場庁舎にも今年度より試験的にコントローラー機器を設置しております。省エネ、省コスト、電気使用量、電気料金削減のため、電気使用量の監視を行っているところでございます。他の公共施設につきましても、

ダイヤモンド値を超えてしまいますと契約電力を引き上げねばならないことから、状況に応じて設置をしてみたいと考えております。

(4)についてお答え申し上げます。事業所に対しましての省エネ機器活用の補助金の創設についてでございますが、平成24年度、25年度の2年間かけて策定してまいります環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画の中で、省エネ機器活用の補助金の創設や嵐山町地球温暖化防止設備設置補助金交付要綱の見直しも含めて検討してみたいと考えております。

次に、さまざまな省エネや節電対策に関する制度についてでございますが、今後、事業所に対しての情報発信の一手段として広報掲載をしてみたいと考えております。

屋外ライトの規制という考え方でございますけれども、ちょっと内容が、私どもよく承知しておりませんので、再質問の中でまたお尋ねしていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時11分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問事項3の節電についての再質問からです。

渋谷登美子議員、どうぞ。

○13 番(渋谷登美子議員) 皆さんに資料としてお配りしたものは、先週、一般質問の前に職員の方から経費はどのぐらいになっているのかというのを出していただいたものを合計したものなのですけれども、電気代が23年度だと5,904万ほどになっているということで、これを半額にできたらいろいろ助かるなというふうに思うのと、あと、同時にCO₂の排出量も少なくなるので、何とかしたいというような思いがあるのですけれども。

この一般質問を書いたときにはLEDという形で書いているのですけれども、Hfといって、何か高機能、高転換蛍光灯というのですか、そういうののほうがLEDよりも短期的にはイニシャルコストが少ないので、できるという形で。そして、何というまちだったかな、実際にやっている例がありまして、それが国の全補助金をやって、庁舎を全部そのHf形というのに変換したわけですから。これですと、例えばこの役場の、今の議場の、随分照明を消していますけれども、それをLED化ではなくて、これが、こういうふうなものがあるのかどうか分からないのですけれども、反射板をつけて、そして高性能蛍光管というのですか、そういうのにかえていくと、随分照明の電力量も少なくて、そしてCO₂も削減できるというのがあって、それがまたリースもあるということで、そのリースも見たのですけれども、いろいろありまして、パナソニックもやっているし、もう一つ、何か結構このごろたくさんあって、そういっ

たリースの方法もあるのです。そして、実際にはリースと、そして一度にかえるのと、それから部分的に少しずつかえていくというのを、5年計画か何かでかえていくというのの試算を見ていると、リースでやったほうが効果があるというか、経費的には安くなるという形で、結果としてCO2も削減できるというふうな結果が出ています。それについて、今回でなくていいのですけれども、少し検討していただきたいなと。

特に役場庁舎はなかなか、いろいろな、既に節電対策などで難しいのかと思うのですけれども、以前に建てられた図書館とか北部交流センター、それから玉ノ岡中学、菅谷中学、志賀小学校、菅谷小学校、これは全部50キロワット以上になっているので、今後エアコンなどを導入することが非常に難しいなというのは、1日の最大電力量で、今度、基本電気量が変わってくるわけですから、そういったことも含めて全部、LED化でなくても、すぐに蛍光灯をかえていく、反射板のある施設にかえていくのです。大体、照明器具自体が10年から15年の耐用年数であるのに、全然初めから、建築したときからかえていないというところが多いという形で、各学校とか各施設がどのくらい照明器具を変更していないのかわからないのですけれども、それも調査して、そして全部の施設に関して、どのような形で、照明を節電タイプにしていくか、そしてCO2削減をしていくかという計画をつくって、計画的な、照明に関してはそういった形のものをしていただきたいと思うのですが、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

今渋谷議員お話しのように、新しいいろいろな技術というのですか、先ほどHf蛍光灯、インバーター蛍光灯というのだそうですけれども、そういう新しいものがどんどん開発されてきているということです。先ほどリースの話もございましたけれども、今回一般質問もいただきましたので、総務課を通じて、そのリース屋さんというのですか、ある電気屋さんに連絡をして、一度、では庁舎も見させていただこうかと、そんなことも今やっております。

したがって、先ほど全体ではかなりの電気量がかかっているわけですから、確かにおっしゃるようにこれが半分になれば大変ありがたいというふうなことも考えられますので、いろんな今公共施設のお話もございましたけれども、ちょっといろいろ調査をして、こういうふうにしたらこうなるとか、あるいはこれを変えるにはこういうお金がかかってこうだとかというものを、やっぱり一つ一つの公共施設を検証して、ここなら効果があるなという方向があれば、それは前向きに取り組んでいかなければいけないかなというふうに考えておりますので、これを機会に、一度その辺についてはきちっとした調査をしていきたいなと今のところ考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) では、2番にいきまして、2番なのですけれども、ガスヒートポンプなのですが、都市ガスがないので、とてもこれは苦しいなと思っているのですけれども。学校の冷房を求められているので、玉ノ岡中学、菅谷中学、志賀小、菅谷小に関しては、50 キロワット以上であるために電力量が上がると、すぐに、エアコンをつけた段階で多分基礎電力量、契約電力量を上げていかななくてはいけないような状況になるのかなと思うのです。そうすると、今、一昨日ですか、畠山議員へのご答弁でも、何らかの形で冷房対策をするというふうなお答えでした。そうすると、ガスヒートポンプというのは一つの方法として考えられるかなというふうに思っています。

この場合ですと、今は経費的にどのくらいかかるのかなというのはわからないのですけれども、ちょっと見た感じでは、嵐山町の場合、学校のクラス数が少ないので、ホームルームと教室と、それから職員室がとりあえず空調設備があれば何とかいくのかなと思うと、それぞれの学校、1,000 万円ぐらいでガスヒートポンプが入るのかなというふうに、これは私のちょっと見た感じで、計算の仕方がわからないのですけれども、思ったのです。そうすると、そのほかに、プロパンである場合は、プロパンの倉庫が、保存庫が必要になってきて、それが問題になってくるのですけれども、むさし台まで都市ガスが入ってくるとなると、都市ガスとプロパン業界との兼ね合いというものもあるのだと思うのですけれども、そういったことを考えると、CO₂の削減と、それから、これからの節電というか、絶対に電力を使っていないという形

では、電力を上げないで一定の効果を求めるには、学校にはまずガスヒートポンプをというふうな一つの選択肢があつていいかなと思っているのですけれども、その点についてのお考えを伺います。

また、図書館もそうです。図書館もずっと、割と、図書館、ふれあい交流センターも、ふれあい交流センターはつくったばかりなので、ちょっと難しいかなと思うのですけれども、図書館あるいは北部交流センターに関しまして、ガスヒートポンプというのは一つの可能性として、図書館はむさし台だから持っていけますね、都市ガスが。そういったこともあるので、ちょっと可能性として検討していただきたいのですが、伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

今、GHPについては、基本的にはガスの導管が通っているというので、今お話がありましたように、嵐山ですとむさし台、今、平沢の区画整理にはいわゆる簡易ガスという、これは簡易ガス事業法に基づいて許可を民間の会社が得て、それで今事業が導入されているということで、図書館についてはむさし台の中ですから、基本的にはガスの導管は通っていると、そのほかの学校については今そういうものはございません。したがって、プロパンでやる場合には保管庫だとか、いろいろやらなければいけないというふうに思っているのですけれども、いずれにしても、これも新しい一つの考え方、今

度、埼玉県のとどこかで学校のエアコンをこのGHPでやるということも出ておりました。したがって、嵐山の学校についてもいずれという、この間お話が町長もされましたので、どういう形にしたらどういうものなのだと、当然、エアコンまでのいわゆる配管だとかいうものは、GHPはGHPなりの配管もしなければいけません、電気なら今それなりの配管が通っていますけれども。

したがって、やはりお金がどのくらいかかるのかなと、そしてまたその後のランニングコストはどうなっていくのかなというものをいろいろ検証しないと、なかなか簡単に結論は出ていかないのかなというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、これについてもちょっと研究をさせていただいて、具体的に検討した結果、こうだから無理ですとか導入ができますとかいう結論づけはできるだけ早く方向づけをしていきたいなというふうには基本的に考えております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ガスヒートポンプに関しましても、実はリースを組むことができるらしくて、それについてもやはり検討していただきたいと思うのです。リース会計というのができているということで、それでいろいろ、庁用車のリースも始まっているのだと思うのですけれども、それも含めて嵐山町全体でそういったことも考えていただきたいと思います。

それと、もう一つです。街灯です。街灯は大阪府が全部LED化にしているのですけれども、これはガスヒートポンプです、すみません、間違えていま

す。ちょっと戻ってしまいますけれども、これは、大阪府がLED化を全部やるという形で、それも全部リースでやるということで、24年、25年の事業らしいのですけれども、これについても、街灯についてもかなり金額的に、1,400万になっていますし、今後とも必要になってきますし、LEDになった場合にはどうなっていくのか、それも一緒に、ごめんなさい、ちょっと戻ってしまいましたけれども、お願いしたいと思います。

次に、3番目にいきまして、エアコン使用のディマンドコントローラーなのですけれども、図書館についてとか北部交流センターについてとかはいかななものなののでしょうか。それで、それはまだやっていないということですよ、ディマンドコントローラー。それは、非常に安い金額でできてくるのならば、これは節電効果も高くなるので、お願いしたいと思いますが、その点について伺います。

○長島邦夫議長 ディマンドコントローラーについてでいいのですか。

○13番(渋谷登美子議員) はい、次にもういってますので。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答えを申し上げます。

先ほどちょっと申し上げましたように、ふれあい交流センターは既に設置がされています。今、役場庁舎の、試験的にこれも今つけております。ただ、ディマンドコントローラーの機種によってかなり金額の差があるわけなので

す。今役場でつけているのは十数万円だというふうに言われておりますけれども、したがって、今図書館だとか北部交流センター、お話には具体的にございました。したがって、ちょっと、役場で試験的に今導入してございますので、それがどういう結果になるのかというものをちょっと検証させていただきたいというふうに思います。でも、基本的にはやはり、ディマンドコントローラーが設置できて、それなりの効果は多分発揮ができるのかなというふうに思っておりますので、これも早急に検討させていただきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 4番に移りますけれども、ストップ温暖化条例をやっているときには、再生可能エネルギーの補助金のほうにすごく頭がいていたのですけれども、今言われているのは、再生可能エネルギーもそうなのですけれども、その前に、節電に対しての補助金というのは非常に効果が高いということで、ちょっと持ってきたのですけれども。Hf蛍光灯に関してやっていくと、政策効果ですと、補助率が10%だとCO₂に関しての効果は2倍、太陽光発電と同じ金額を補助するのの2倍、そして補助率を2%にすると11倍になっていく。逆に言えば、それに対してのCO₂削減効果というものもあるのですけれども、CO₂削減効果はさらに高くなってきて、政策効果として、太陽光発電を1とすると、Hf蛍光灯に関して、補助率2%だと38倍の効果があるというふうに言われているのです。そうすると、今各事業所な

んかもまだ普通の蛍光灯だと思うのです。それを、逆に言えば補助率を、これからのストップ温暖化条例の計画の中になっていくと思うのですけれども、そういったことを加えていただきたいというふうに思っています。それについて言えば、これからの問題だというふうなことになると思うのですが。

もう一つなのですけれども、役場庁舎なんかの場合は照明器具を一緒にかえますけれども、各商業者とか小さい事業者さんは、自分で全部買う、1カ所ずつ買っていくと非常に単価が高くなってくるので、逆に一括購入ですか、消防施設、火災報知機のように一括購入して、そして皆さんでやってくとすごく単価が安くなっていった、これは企業の方に聞いたのですけれども、大体、交渉次第では6掛けぐらいで買えるのではないかというふうな形を言われていて、それも町が補助金を出してやっていくことで、たくさん皆さんがそういったかえていこうという、一つの、蛍光灯は蛍光灯で、そういったものに、HfIにかえていこうというふうな形になっていくと思うのです。そういった補助金効果もあるので、再生可能エネルギー、太陽光発電だけではなくて、逆にそういったものも入れていくことでCO₂の削減効果と節電効果がありますので、そういったことも対象にしていきたいと思います。そして、それもまたそれぞれ事業用のリースがあるということで、これは本当に勉強してきたばかりで、しっかりいろんなことが発言できなくて申しわけないのですけれども、そういったことを逆に広報して、そしてそういった補助金についての政策をつくっていただけるようお願いしたいと思います。それについてはいいで

す。

次は、屋外ライトの規制の考え方というのですけれども、これも逆に言えば、屋外ライトもいろいろな規制もしたほうが、LEDではない形で屋外ライトがありますよね、なので、逆に言えば、LEDやもっと節電に対しての、何ワットぐらいのものというふうな形にやっていくとある程度節電ができるわけなので、そういった規制を補助金と同時にかけていく、やっていくという政策、うまく言えないのですけれども、そういった政策をつくることで町全体の節電効果が出てきて、CO2の対策になると思いますので、それについても、ちょっと私も勉強不足で申しわけないのですが、そういった形でぜひ町のほうとして政策を考えていただきたいと思いますのですが、それについて伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今いろいろご質問ございましたけれども、先ほど申し上げましたように、今年度と来年度にかけて新しい省エネの関係だとか、やはりそういう中で、当然、町民の責務だとか役所の責務だとか事業所の責務だとかいうものがきちっと定まってくるのかなというふうに思っております。全体的な、いわゆる再生可能エネルギー、いろんな方法があるのかなというふうに思っていますので、それらもよく、嵐山の実態にはどういうものが適しているのかなとか、いろいろあるのかと思います。

先ほど、今共同購入というお話もございました。確かに今、火災警報機も

共同購入することによってそれなりの単価で買えるということもございます。
したがって、今いろいろご提案がございましたことについては少し研究をさせていただいて、いずれにしても、ストップ温暖化条例の中でいろんな施策というのがいろいろ具体的に出てくるのかなというふうに思っておりますので、そういう中で十分検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) では、4番に移ります。

学校給食の放射能測定についてですけれども、子供の内部被曝を抑えるために学校給食はかなめとなります。ドイツ放射線防護協会が提言された基準値がありますけれども、それによる基準の学校給食の考え方の献立を求めるということでご回答をお願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

国による食品中の放射性物質の基準値につきましては、本年4月より、一般食品については1キログラム当たり 500 ベクレルから 100 ベクレルに変更になったところであります。渋谷議員さんの言うドイツ放射線防護協会の基準値によりますと、乳児、子供、青少年に対しては、1キログラム当たり 4ベクレル以上のセシウム 137 を含む飲食物を与えないようにする。また、

成人については、セシウム 137 が1キログラム当たり8ベクレル以上のセシウム 137 を含む飲食物を与えないようにするというものでありますけれども、当町では昨年 10 月より検査を始めまして、5月までに 24 品目、26 検体の検査を実施してまいりました。その結果につきましては、定量下限値1キログラム当たり 20 ベクレルで検査を実施し、その検査の結果、セシウム 134 また 137 は 20 ベクレル以上の放射性物質が検出された場合には、以降その食材の使用を控えるということについて進めてまいりました。

この定量下限値1キログラム当たり 20 ベクレルにつきましては、埼玉県が実施をしている農産物の放射性物質検査に倣い、数値を決めました。しかし、最近になって、埼玉県が実施をしている検査では5ベクレル前後まで検査をしている状況がございますので、嵐山町でも埼玉県に倣い、現在実施をしている定量下限値1キログラム当たり 20 ベクレルから数値を引き下げ、検査を実施してまいりたいと考えております。その結果、セシウム 134 と 137 の合計が 20 ベクレルを超える数値が検出された場合には、以後使用を差し控え、安全で安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ドイツ放射線防護協会というのは、ドイツ放射線防護令第 46 条で、普通の人、は、甲状腺にかかわる問題で線量を決めて

いるのですけれども、1ミリシーベルトではなくて0.8ミリシーベルトが原発にかかわる人たちの基準値であるというふうになっているのです。それから出てきたものが、セシウム¹³⁷が子供4ベクレル、そして大人8ベクレルというふうな形で、それ以上食べてはいけないと、それが内部被曝の基準値というふうな形で出てきているものです。これは法令なのです。ドイツ放射線防護協会はどこのものだかよくわからない、民間施設だというふうな形で言われているのですけれども、法令で、ドイツの法律でそういうふうに使われているものから出てきているもので、多分、世界の国々の中で法律でそこまではっきり決まっているのはそこなのかなというふうな、あとは医学的な基準値なので、そうなっているのですが。

それで、札幌市のほうが、多分、札幌市がそれを取り入れていると思うのですけれども、札幌市の場合は4ベクレル、最低下限値ではかっています。4ベクレル以上出たら、そのものは給食に使わない、少なくとも給食には出さないというふうなことが出ているのです。これは札幌市です。検査の結果、検出限界値である4ベクレルパーキログラム以上の値が検出された場合は、念のため学校給食での使用を控えます、これが多分、ドイツ放射線防護令に基づいたものであると考えています。

ですので、いろんなことが言われていて、日本の場合、非常に基準値が高いと言われて、やっとここまで下がってきたわけなのですけれども、少なくとも、チェルノブイリの結果、そしてドイツの場合は脱原発を一応目指してい

る国ですから、ここに合わせるのが、私は、今子供を守るためには一番必要な、最低ラインとしてこの部分かなというふうに考えていますので、その点について再度お考えを伺いたいと思います。

4ベクレルという形になっても、ちょっと見た感じではそれほど高い検出値は出ていないのかなというふうに思っているのですけれども、そうすると、札幌の場合ですけれども、札幌も、これは野菜だけなのですから、全部不検出で出ているのですね、4ベクレルで。魚やなんかになってくるとわからないのですけれども、今のところ全部不検出、検査項目自体が不検出なので、嵐山でもそれは可能なのではないかなと思うのですが、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ドイツの話がございました。申すまでもないわけでありまして、これからの電力についてどうするのだというのが、日本の国を挙げて、その方向性をどうしたらいいのだということが今問われている中であります。そういう中で、答弁をさせていただきましたように、20 から5ベクレル、これに当面倣って嵐山町では対応をしていきたいということで考えておりまして、4ベクレルというのはまだ考えておりませんので、そういうことで進めていきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうしますと、20 ベクレルという形ではなくて、5ベクレル以上のものは出てくるわけですから、そうすると5で切ることもできるわけですね。5以上出た場合には学校給食の使用を控えるという形のことでもあると思うのです。5というのは、多分、検出限界値が、今の検査所で5が最低下限値だから、5であるというふうを考えるのですけれども、それ以上出た場合には嵐山町では控えていくというふうな方向が出ることは、これは札幌に続いて、5は4よりも多いですけれども、可能であると思うのです。その点については、20 ではなくて、5でその線を、学校給食に使わないというふうな線を出して行って、子供たちを内部被曝から守るということとはできると思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お答えをさせていただいたとおりの方向で進めさせていただきたいと考えております。

それというのは、20 ベクレル以下であれば、20 ベクレル以下ですよということで、こういうふうになっていたわけですが、そうでなくて、こういう数値が出ましたということで公表は当然する。しかし、今までと同じように1キログラム当たりの20 ベクレルという数値、これを超えた場合には使用しないということで、今あるような形で進めていきたいと考えています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) それは 20 ベクレルの線なのですけれども、セシウム 134 と 137 を足して 20 ベクレルという考え方と、セシウム 137、20 ベクレル、134、20 ベクレルだと 40 ベクレルが限界値になってきますけれども、それについての考え方は、基準値はセシウム両方合わせて 20 ベクレルという考え方というふうに考えていいでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 セシウム 134 と 137 の合計、これが 20 ベクレルを超えたときには以後使用は控えるということでございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、しばらくの間これでというふうな形も、1カ月、2カ月やってみて、そしてその結果、5以上出てくるとか、いろいろ出てくると思うのです。その結果、5よりも不検出の場合が多ければ、そうすると、5ベクレルという形で切っていくことで、とりあえず生産者の方に対しての課題というのか、問題がなくなってくるわけですから、1カ月、2カ月の様子を見て、そしてだんだん値を下げていくという方向はとれると思うのです。2つ合わせて 10 ベクレルにしていける。10 ベクレルのところも、山形県でしたか、あったと思うのです。だんだん、だんだん下げていくことで、多くの自治体がそれを進めていくことで国の基準値もまた下がってきて、子供たちも安全性を確保できるように、内部被曝から守れるように厚労省も変わっていくという

ふうに考えますので、少し、1カ月かどうか、2カ月どうなのか、そういう形でお願いしたいと思います。本当は4ベクレル以下というのを原則にさせていただきたいのですが、当面これでやっていくということで。

次に移ります。住民の町政参加のあり方ですけれども、審議会での事業内容、参加者、課題等についての情報提供がなく、町政への町民参加が低調であります。評価並びに積極的な情報提供を進めて、そして町民の町政参加を進めていくべきだと思いますが、その点について伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

町内の各種審議会等におきましては、構成メンバーの一部について公募により委員の選考を行っております。また、まちづくりの推進に意欲と情熱を持つ方をまちづくり人材登録制度により登録していただくことで、町民の方に審議過程へ積極的に参加をいただけるよう努めております。

会議の開催予定や会議録等についてはホームページ上で随時お知らせをしており、各種計画等の策定に際しては、広く町民の方からご意見を反映するための方法といたしまして、パブリックコメントの募集を行っております。これにより、寄せられたご意見に対する検討結果や方針等の回答につきましても、ホームページや一部について広報に掲載をさせていただいております。町といたしましては、今後もこれまでと同様に、ホームページや広報を

通じて町民が積極的に参加ができるよう努めるとともに、各種施策の評価等、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 人材登録制度なのですが、どのくらいの方が登録なさっているのかということと、またパブリックコメントなのですが、それぞれ幾つかあったわけなのですけれども、パブリックコメントにはどのくらいの方を公募なさったのか、そして会議の、ホームページ上で実際掲載されているわけですけれども、予定、それについてどれくらいの方が参加されているのか、その結果について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうから、ちょっとまだ調査といいますか、できていないところもありますので、その点をご容赦いただきたいと思います。

まず、人材登録制度の関係につきましては、4月だったでしょうか、広報を改めてさせていただきまして、今現在1名の方に登録をしていただいております。ただ、まだ審議会等のご参加というところはございませんが、1名の方にご登録をいただいております。

それから、パブリックコメントにつきましては、私のほうでは、男女共同参画

の推進計画、第2次の、こちらのほうがつい最近ございまして、こちらにつきましては、パブリックコメントとして1名の方よりご意見をいただきました。ほかの審議会等について、パブコメの状況等はちょっと把握しておりません。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 議会のモニター制度もそうなのですが、町政のモニター制度も応募者がなかったということで、非常に町民の方が町政に関して関心を持つことがないくらい、嵐山町は何も問題がない町なのかというと、実はそうではないと思うのですけれども、それぞれの方がそれぞれ課題を持っていらして、だけれども、町政に参加する方法を知らないというか、町政に気楽に参加できないというふうなものがあると思うのです。

これはたまたま、この質疑をするに当たっては、越谷のほうで男女共同参画審議会の人たちが、越谷の審議会をどのような形で進めていくかというので、男女共同参画率を各審議会ごとにピックアップした冊子、これをつくったのを見て、こういったものがやっぱり嵐山町全体で行われていかないと難しいなと思っていて、それを少なくとも公表していく、どんな審議会があって、どんなことをやっていて、どのくらい人を求めているか、そういったことも皆さんに提供されていないのかなというふうに思っています。ですから、なるべくそういった情報を皆さんに提供していく、そういったことがまずないので、町政への参加もなかなかないのかなというふうに思っています。その部分が

議会でも、議会のときには、議会をやりますというので各公共施設に張ってみたり、いろいろしていますけれども、そういったものが嵐山町にはないのかなというふうに思いますが、その点についての今後の考え方というか、いかがでしょうか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

先ほどの越谷の冊子も私も見させていただきました。内容は、大変すばらしい内容になっているのかなと。

そして、今、町村の情報というのが「町村週報」だとかいうもので毎週送られてきます。そういうの中を見たときに、京都のほうで「職員のための市民参加推進の手引き」という、ちょっと情報がありましたので、ちょっと取り寄せてみたのですけれども、これも今私も見ておるのですけれども、大変中身が具体的になっております。したがって、今お話しのように、町長がいつも言っております協働のまちづくり、いわゆる町民参加のまちづくり、これについてはどうしたらいいかというものをちょっと改めて検証していきたいなというふうに思っております。

女性の登用率というのも目標があるわけですが、今そこまではまだ達しておりません。したがって、いろんな審議会だとかメンバーの人数が回ってくるわけですが、なかなか新しい方に参加をしていただけると

というのが少ない現状なのです。したがって、そういう意味では、何かPR的なものを、冊子をつくりながら、あるいは広報等でちょっと連載というのですか、今月はこういう審議会についてちょっと広報しようかとかというものもちょっと研究をさせていただきたいなと思います。いずれにしても、できるだけ多くの町民の方がいろんな分野の審議会等に参加をしていただけるということは大変私どもにとってもありがたいということでございますので、ちょっと具体的に検討を進めていきたいなというふうに思います。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) では、それはお願いして、ぜひ、それで、議会もそうなのですが、町の側も、住民の方が意見交換をしたいと言ったら積極的に受けていただくようお願いしたいと思います。

次は、地域防災計画と議会ですけれども、災害時に行政が行うべきことは多岐にわたる、一方、予算、議決など議会が必要なことも明らかになってきました。災害に議会がどうかかわってくるかというのはまだ検証されていないわけですが、地域防災計画上の議会の位置づけについて伺いたいと思います。

これは、議会の皆さんが災害が起きたときにどう動いたらいいかというのが全くわからない。それが特に今回、気仙沼のほうですか、気仙沼だと、予算議決をしなくてはならないために、議会事務局がバイクで動いて、そして議員を一人一人連れてきて、過半数になってやっと予算議決をやって次の

年の執行ができるとか、いろいろな状況があったり、そしてそれぞれの議員の人たちが各地区で災害に遭っているので、その地区のことだけになってしまって、ほかのことがわからなくなって、復興計画にも差しさわりのあったりとか、いろんな状況ができています。その中で、地域防災計画の中に、今、地域防災計画の中に議会は位置づけられていないのですけれども、予算議決とか必ず必要になってくるので、それをどのように位置づけていくのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 渋谷議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間なのですが、5分となっておりますので。

それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答弁書に沿ってお答えさせていただきます。

地域防災計画の中での議会の位置づけは、第3章、災害復旧計画、第2節、計画的な災害復興の中で「町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。」このように定められております。

被災地の復旧、復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すことが求められます。また、可能な限り迅速かつ円滑な復旧、復興が求められます。このような条件の中で、被害の状況、

地域の特性等を勘案しつつ、迅速な復旧、復興を目指すか、またはさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、基本的方向を定める必要があります。このような検討の中で、議会の果たす役割は非常に大きいものと考えております。

地域防災計画の議会の位置づけは以上のとおりでございますけれども、これとは別に、災害時における町民との関係において、議会議員の皆様は町民にとって頼るべき大きな存在であることは間違いないところでありまして、町といたしましても、議決機関としての速やかな判断及びご協力をお願いするとともに、被災者支援や自治会活動への助言等など幅広い支援をお願いするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 復興会議の中に議会が位置づけられているということですね、今のお話だと。私はそれは初めて聞いたというふうに思っているのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。そうすると、復興計画の中に位置づけていくという、つくるところに位置づけられているのか、それとも災害が起きたときに位置づけられていくのか。

それと、実際に、議員たちというのは、何か災害が起きたときにすぐに動けない、地域の状況はわかるけれども、全体把握ができないというのが、多分行政のほうもそうになっていくと思うのですが、そのところでのうまく

情報交換ができるような場がないと、情報提供があるような場がないと、非常に、議員というか、議会としての位置づけが難しいと思うのですけれども、その関連というのはどのように位置づけていくことになるのでしょうか。

○長島邦夫議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 災害が起きたときの情報交換、情報伝達ということでございますが、これが一番大きな課題でありまして、行政のほうでもどうすると決まっていないのです。

というのは、災害が起きた、では役場に何人集まれるということがあるわけです。自分のうちが倒れていた場合には、来られる人は一人もいないのです。そういう中で、協議をどうする、何をどうするといってもできないのです。ですから、起きたときに一番最初にやってもらうのが自助ということなのです。それらを越えて、まだ自分は生き残った、この次に何ができるか、では他人のために何ができるかということは、職員も役場も、地域の防災会の役員の皆さんも地域の方々も、さてというのはみんなわからないわけです。その中でそれぞれがどうするかということを考えていってもらう、こういうことだと思うのです。

ですので、今話したのは、災害復興の中での委員会の設置、そのときに議会議員さんの名前が出てくる、議会議員さんと出てくるわけですがけれども、いざ、ぐらぐらっと来たときに、議員の人、役場に集まってくださいというようなことはございません。ですので、地域のリーダーとして、地域の中で

いろんな情報が錯綜し、考え方がいろいろになって取りとめがつかないような状況が当然起きてくると思いますので、そういう中であって、議会議員の皆様あるいは地域のリーダーの皆様方がどういうことをやっていただけるか、それぞれの皆様方に防災会などの研修を通じて、皆様に一生懸命勉強していただいているのが現状でございます。そういう中で、議員の皆様方に、地域に対して、町に対して特段なご支援とご協力をお願いする次第でございます。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○長島邦夫議長 本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号8番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の岩澤町政8年間の行政運営についてからです。どうぞ。

〔8番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○8番(河井勝久議員) 8番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

大きく分けて3点ほどでありますけれども、まず最初に岩澤町政の8年間の行政運営についてでありますけれども、町長は町の行政を担って既に8年が過ぎようとしているわけでありまして、1期目は行財政の改革という形で、地域経営のまちづくりということでかなり積極的に取り組みをしてまいりました。2期目は、住民参加あるいは地域コミュニティー、協働のまちづくりということを中心に、これまで多くの実績を残しまして現在になります。とりわけ、北部、南部の地域の整備、それから中心市街地の道路、歩道の拡張整備、各学校の耐震化、菅中、七郷小学校の体育館の建て替え、ふれあい交流センターの改築等、各種のコミュニティー事業などに特に成果があらわれてきたのだろうというふうに思いますけれども、8年間を振り返ってみて、行政を担ってきた者としての、これまでも町長が掲げてきた公約、その実現、評価についての感想を、さらにまた、8日の安藤議員の質問の中で3期目への出馬表明、これも行われたわけでありまして、これからさらに町の行政運営を担うに当たって、その方向、それから政治に取り組む意思についてお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。佐久間議員と安藤議員の

答弁、重なる部分があるかと思うのですけれども、お答えをさせていただきます。

平成 16 年9月に嵐山町長としてお世話になりました、これまでさまざまな改革、事業を行ってまいりました。公約実現、評価とのでありますので、まずこれまでの実績を申し上げたいと存じます。平成 16 年8月、合併協議会の解散の後、町長に就任いたしました。前年から始まった三位一体の改革により、町の財政はこれまで以上に危機的状況でありました。就任してすぐ、行財政改革に取り組みました。行財政改革による効果は、平成 17 年度から5年間で総額 24 億 2,000 万円にもなりました。苦しい財政ではありましたが、駅前西口ロータリー整備、コミュニティー事業への助成、高齢者の方への健康事業、予防接種の拡大、水道料金の引き下げ、路線バスの運行等々、優先順位をつけて事業を行ってまいりました。

2期目からは、21 項目にわたります事業を提示させていただきました。議員さんのご指摘のとおり、施設の老朽化が進み、待ったなしの状況でありましたので、必要な施設につきましては統廃合を図りつつ整備を行ってまいりました。学校給食共同調理場を統合し、役場敷地内に給食センターを整備いたしました。平成 18 年度に閉校をさせていただきました鎌形小学校を町立幼稚園へ改修し、校庭の芝生化も行いました。菅谷小学校の木質化、体育館の耐震化、志賀小学校体育館の耐震化、七郷小学校の校庭の芝生化、体育館建て替え、菅谷中学校体育館の建て替え等の学校施設を重点

的に整備を行いました。中央公民館は、ふれあい交流センターとしてオープンさせていただきました。歩道整備を中心として、生活道路の整備も町内全域にわたって行いました。菅谷地区等では、特に通学区の歩道整備を中心に行わせていただきました。平成 22 年度に策定させていただきました新たな総合振興計画により、ボランティアやコミュニティー事業をさらに活性化させる事業にも取り組んでいます。地域活性化や耐震化のための住宅リフォーム助成、環境保全のための太陽光発電やごみ処理機等への補助も行いました。今年度からは、PFI方式による市町村設置型合併浄化槽事業も始めさせていただきました。

2期目に皆様にお約束をさせていただきました事業内容につきましては、一部を除いて実施をさせていただき、行わなかったものについては代替事業を行っております。できなかったものにつきましては、起債残高を 50 億円以下とするというお約束をしたわけですが、普通債については約 12 億円減額をしましたが、国の方針により、臨時財政対策債、これが増加をされ、達成することができませんでした。

評価とのことでありますけれども、町民をはじめ議員の皆様が評価をしていただくことと思います。私が提案させていただきました議案につきましては、すべて原案どおり可決していただいておりますので、それも評価をはかるものではないかと考えております。

8年間を振り返った感想とのことでございますが、就任以来、町を取り巻

く状況というのは目まぐるしく変わり、息つく暇もない状況でございました。その時々を全力で駆け抜けたというのが本音でございます。何度も申し上げますけれども、私の政治信条は平成 16 年と何ら変わりはありません。嵐山町の発展と町民福祉の向上、さらに清潔、公正、平等という初心を決して忘れることはありません。総合振興計画の将来像であります「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」によりまして、地域経営をさらに前面に押し出して、全員参加のまちづくりの姿勢はこれから特に必要であると考えております。

今後の方向、政治意思ということでございますが、今後も、町民全員参加のまちづくり、地域経営のまちづくり、これを基幹に据えたまちづくりを行っていきたいと考えております。

これからは、超長寿社会、人口減少、生産年齢人口の減少など、まちづくりの最も基本となる人口構造が激変をしてまいります。人口減少は、日本史上、ある時期にはありましたけれども、長期に減少していく状況は 2,000 年を超える日本の歴史の中でも初めてのことでございます。この流れは、日本を先頭にアジア各国でも起きる現象でもあります。経済面においても、グローバル化の中で広く情報を収集し、的確に処理をしていかなければなりません。歴史上初めて経験をするこの大激動の時代に、嵐山町の立ち位置をしっかりと決めて、自然と歴史豊かなこの嵐山町の限らない発展を期すために、今後も研鑽を重ねつつ、まちづくりの先頭に立つ覚悟でございます。議

員の皆様には、さらなるご指導、ご協力を衷心よりお願いを申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) これまでの2期の町長が行政運営の中でやってこられたさまざまな施策が述べられてきて、私どももそれなりの評価をしながら、大変な中での行政運営がされてきたのかなというふうに思っているわけであります。とりわけ、先ほども何人かの議員さんからもお話あるいは質問が出ているように、大変厳しい財政状況の中でこれまでの運営、成果を上げてこられたのかなというふうに思っているのですけれども、とりわけ、これから、先ほども言いましたように、新たな4年間で町長はやっていくというお話でございます。

とりわけ、地方分権から地域主権となつての行政運営がこれからの課題になってくるのだろうというふうに思っているわけです。機関委任事務も当然ふえてくるというふうに予測がされるわけでありますけれども、それに基づくさまざまな条例化もこれからはますます必要になってくるのではなかろうかというふうに思っているのです。行革は当然でありますけれども、住民情報の提供がより今後増してくるだろうというふうに思っております。

4年間、町長はどんな手法、手法というか方法というか、政治を行うその責任が大切になってくるのだろうと思いますけれども、先ほど嵐山町の立ち

位置をしっかり決めていきたいという表明がされました。安藤議員の質問の中でも、5つの目標、これらの課題が出ておりましたけれども、これを推進するために頑張ってくださいということはますます必要なのかなというふうに思っているのです。そういう意味で、とりわけもう一度決意のほどをお聞きしたいと思っております。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ただいま申し上げましたとおり、また2人の議員さんにもお話を申し上げてきたとおりでございまして、大きく、嵐山町を取り巻く日本、世界が激動を起こしている状況であります。ですので、どこがどうということではありませんけれども、この前も言いましたけれども、外国で、大統領の選挙で、大統領が変わるといって日本ががくがく、ギリシャがどうだ、スペインがどうだ、イタリアがどうだというところがたがた、いろんなことですぐ影響が出てくる、全く世界が小さくなっているわけです。

そういう中であって、嵐山町がこれからどう取り組んでいったらいいのかというのは、大変、自分の足元だけ見ていたのではとても太刀打ちができない、これから対応していけないというようなことを思っております。ですので、職員の仲間と、そして議員の皆様のご指導をいただき、町民と一体になって、情報をしっかり取り入れて、そして、その都度その都度、そのときそのとき、嵐山町がどの立ち位置でやっていったらいいのか、そして将来を見据えて

どう対応をとっていったらいいのかということ、研鑽を重ねながら対応をとっていきたいというふうに思っております。

そういう中でありまして、引き続いて、今後の4年間、皆様方の先頭に立って嵐山町づくりに猛進をしていきたいというふうに考えておりますので、引き続いて皆様方のご指導とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 大変な決意をいただいているわけでありましてけれども、私も、これまでの評価なりなんなりにつきましては、町長は町長なりの判断をしてきたのだろうというふうに思っているのですけれども、評価というのは、先ほどもお話しいたしましたように、後からついてくるというふうに思っているのです。これから進めようとするさまざまな問題についても、町長は町長なりのこれから行政運営をしていくという中で、さらに嵐山町がどういうふうになっていくのか、これはもういろいろとあるだろうと思います。私は、そういう意味において、次の行政を担う長としてさらに一層研鑽していただければというふうに思っておるところであります。以上をもちまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、女性議会の開催の考え方についてお聞きいたします。3月に第2次嵐山町共同参画プランが策定されました。平成7年に北京で開催された第4回世界女性会議での北京宣言による行動綱領による男女共同参画の

推進が世界中に拡大していく、そういう中で、我が国でも今日の状況というのは、地方自治体までがこの条例化によるさまざまな取り組みがされてきたというのはご承知のとおりであります。

女性の社会進出が進んだとはいえ、まだ地方政治や行政に女性の意見が十分反映はされていないというふうに考えるわけでありますけれども、町は、男女共同参画の基本計画の策定前後の平成12年から13年ごろ、女性の意見を多く取り入れるような機会もあって、女性議会も開催されたというふうに思っているわけでありますけれども、既に女性議会が開かれてから10年以上経過をしたわけであります。町はその後、女性の意見や考えを聞く機会が、いろんな審議会とか、あるいはいろんなものの中ではあったのではありますけれども、なかなかその機会が少なかったように思います。女性議会を開催する考えはあるかどうかお聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目2についてお答えをさせていただきます。

嵐山町女性議会は、町政の仕組みと議会の活動等を理解し、女性の視点をまちづくりに反映させ、女性の社会参画を推進することを目的として、平成13年2月9日と翌年の2月13日の2回開催されております。平成13年、第1回の女性議会は、町内に居住する20歳以上の女性を対象に、一般公

募及び各種団体から推薦された女性と合わせた 21 名の方を一日議員として任命し、開催されております。第2回の女性議会は、第1回と同様に一般公募しましたが、応募者がなかったために、各種団体より推薦していただきました女性 20 名を一日議員に任命して開催されております。当時の記録を見ますと、教育、スポーツ、市街化区域の活性化、福祉、観光など幅広い質疑が行われ、開催の意義は大いにあったものと考えております。

このように、女性の社会参画を推進することを目的に女性議会は開催されましたが、第2回の際には一般公募者がなかったことや、当時、市町村合併の動きが活発化したなどの时期的な背景も重なりまして、その後は女性議会が開催されておられません。しかしながら、その後も女性による政策提言の場を拡大するための取り組みといたしましては、平成 16 年4月に“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例施行し、平成 19 年度を初年度とする嵐山町男女共同参画基本計画を策定することによりその推進を図ってまいりました。その中で、各種施策に対するパブリックコメントの募集、町民の声をはじめ町政モニター制度を創設するなど、幅広い層からの提言を受けることができる環境を整えてまいりました。

さらに、議会におかれましても、本年度、議会モニター制度が創設されるなどさまざまな機会や方法を提供しているところでございます。町では、これらの機会を通じて、男女を問わず政策提言していただきたいと考えております。女性議会を開催する予定は現在ございませんが、今後も男女を問わず

政策提言できる機会の提供に努力してまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 過去2回ほど女性議会が開かれて、大変ここでの議員を選ぶのに苦勞をしたというお話がございました。

課長さん、今、そういう意味でも女性議会を開くという考えはないようでありますけれども、とりわけ開催できない理由について、前回のときの反省の上に立ってのものなののでしょうか、あるいは例えば女性議員を選ぶ予定者の応募などに支障があったのかどうか、これらの点も、ここに述べられて、回答の中にはあるわけでありましてけれども、とりわけ問題点は何だったのかお聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 女性議会を開く、あるいは女性会議を開くということについて否定をするという考え方はございません。今現在、そういった女性議会等の計画はないというのがまず1点でございます。

それから、女性議会の開催、あるいは女性会議といいたしましうか、こういった開催については、実は、今議員さんのほうからお話をいただきました、本年4月から第2次嵐山町男女共同参画プラン、これを作成させていただいておりますが、この中のパブリックコメントの中でご意見をいただいた中で、

嵐山町女性議会ないしは女性会議を開催するというのをこのプランの中に位置づけたらどうかというご提言をいただいております。そのご提言に対しまして、男女計画の審議会の中でご検討をいただきまして、先ほどご答弁をさせていただいたような形で、女性議会等の位置づけは、毎年開催するか、そういった位置づけは、このプランの中にはあえて入れる、今現在では必要はないのではなかろうか。

それ以上に、きょう、午前中の渋谷議員のご質疑の中にもありましたが、先ほど申し上げさせていただきましたような形で、いろんな機会の提言の場所、そういったものは制度的にはできてきていると。ただ、それに具体的に参加していただいているか、いただいていないかというところの問題が、要するに意識の問題としては、かなり、制度的な設計であったり、あるいは広報的なものであったり、そういった中では提言をしていただける環境はある程度整っているのではないかと。ただ、それをどう具体的に参加していただけるようにするのか、そういったことが大きな課題ではないかということで、午前中、副町長のほうからもご答弁させていただきましたが、そのようなことについてはさらに検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。また、第2次嵐山町男女共同参画プランの中でも、女性の審議会等への参加ということについては、改めてまた一つの大きな目標として、継続して企画というか、プラン化されております。

それからもう一点、今回の男女共同参画プランの大きな改正点といいま

しょうか、新たな項目として出てまいりましたのが今後の女性の参画、これを地域活動の中でぜひ活動をいただきたい。地域の活動、あるいは防災、そういったものの活動の中で女性の参画、企画というものをいかに図っていくかというのが新たな項目としてここに上がっております。そういったことを中心に、当面は進めてまいりたいということでございます。

それから、もう一点申し上げさせていただきますと、この第2次の参画プランにつきましては、今までは審議会についてはこのプランを策定したところで解散という形になっておりましたが、今回はこれを継続して検証し、そして具体的な対策も検討していくということで、引き続いて今年度も2回ほど審議会の開催の経費をとらせていただいております、逐次このプランについて評価あるいは検討を続けてまいるというふうに考えておりますので、今回議員さんのご提案いただきました内容につきましても、こういった中で報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 男女共同参画のプランの中でという形も答えていただきましたけれども、女性議会を開くというのは、とりわけ、何かの節目あるいは特別のイベントなり、そういうものがあって、そういう中で機会がなければなかなかそういう問題について、そのプランの中でいろいろと今後の形をやっていくとしても、なかなか開けないのかなというふうに今お答えを聞く

とあるのです。

私は、既に10年以上経過して、当時女性議会に出た人たちというのは既に変わってきているのかなと、いわゆる世代の交代が今あって、10年たつとかなりそういうものでは考え方も変化があらわれているのかなというふうに思っているのです。行政への参加というのは、それぞれ、パブリックコメントや何かの中にも出ていると思いますし、先ほど、いろんな審議会なりあるいはいろんな取り組みの中でそれなりの女性の参加なり考え方もあって、意識というのは相当高まってきているのかなというふうに思っているわけがありますけれども、そこら辺の認識というのはどう思っているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今議員さんがお話しをいただいたとおりでございまして、女性の意識の高まりというのは、実際、例えば具体的な審議会等の参加率といいたいまいしょうか、委員構成、こちらについても、ある程度は、25%ぐらい、全体平均をいいますとそのぐらいの割合になっております。ただ、目標として掲げておりますのは、平成23年度まで35%の参加、審議会委員構成という形で考えておりましたので、それについてはまだ、達成しているところもあるし、達成をしていないところもあるということでございます。

しかしながら、さまざまな、今町政モニターさんからのお話、これも、モニターさんからは、今まで年1回の会議を開催しておりましたところが、年2回

ぐらいはそういった会議を開いていただきたいという要望もありますし、またそれ以外の町民の声というような中でも、女性からのさまざまな町に対する提言、そういったものもいただいております。こういったものに関しましては、毎月開かれる課長会議等の中でも審議をさせていただいているというところでございます。

それから、実は、防災等、あるいは地域の取り組みというところでは、非常に、実は具体的なお話をさせていただきますと、昨日、菅谷の東防災会で防災のリーダー研修というものが開催されました。町と分署のほうで、講師という形でご案内をいただきまして参加させていただきました。リーダー研修ということで、どのぐらいの方が集まっていらっしゃるのかなというふうに思ったのですが、非常に参加率が高くて、全体では70名ぐらいの方が参加されておりました。そして、その中の女性の参加は約4分の1から3分の1ぐらい、全部数えておりませんでしたけれども、4分の1から3分の1ぐらいの方が、女性がリーダー研修という形の中で参加をしていただいているということで、第2次の男女共同参画プランの中で掲げております地域における女性の参画というところで非常に心強く思ったところでございます。こういった機会も通じまして、また町へのご提言ですとか、私、防災担当でもございますので、今後のさまざまなマニュアル類、こういったものを作成する中で、ぜひそういった地域の皆様方、女性の皆様方のご意見が反映できるような、また意見をお聞きできるような、そういった機会を考えてまいりたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 確かに女性としての持っている視点、これは男性とはまた違った視点であるのかなというふうに思っているのです。

そういう目で見ても、何を町に期待しているのか。例えば子育ての問題、あるいは教育の問題、居住の問題、あるいはごみや生活環境の問題、健康や福祉、介護など、それからまた、去年の3月11日には、ちょっと課長さん、先ほど防災の関係のお話がありましたけれども、去年の3月11日の震災以降、放射能汚染を含む防災対策等、課題は非常に多いのだらうというふうに思っているのです。女性議会を開くということでも、やっぱり女性の視点で、単なる、いろんな審議会だとかその他モニターだとか、そういうのにかかわっている方だけではなくて、広くこういう人たちの意見も聞いてみるという必要も多くあるのだらうというふうに思っているのですけれども、いろんな課題について、女性の目で見たいいわゆる行政についての対応をどう考えるか、そこをお聞きして、この問題について終わりたいと思うのですけれども。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

河井議員さんおっしゃられること、私、全くそのとおりだというふうに思っ

ております。女性の視点からのやはり見方、実は1つ例えでお話を申し上げさせていただきますと、岩手県で災害が、もちろん東日本災害がありまして、その本部長さんのお話を聞きました。講演でございましたが、そのときに自衛隊の方々が被災の援助のために地域に入られました。そのときに、被災の方々を、まず男性の自衛官が、どんなことが困っているか、そういったことを情報をとるために各家庭を回ったそうでございます。しかしながら、そのときにはなかなか情報が本当のところを得られなかった。というのは、女性や障害を持たれた皆さん方、そういった方からの情報がなかなか上がってこなかった。ところが、女性の自衛隊の方々にもう一度そこを回っていただいたら、本当に、女性の皆さんが家庭でどんなことが今困っているのか、そういった相談から要望、そういったものが非常に出てきて、女性の自衛官の皆さんに大変な感謝をしていたというお話を本部長から聞きました。

そういったことで、やはりこの世の中には男性と女性しかいないわけでございますが、それぞれの立場、そしてやっぱりそれぞれの考え方、そういったものがやはりすべての生活あるいはそういった施策の中に反映されなければいいものはできてこないと、本当に密着したのはできてこないというふうに考えておりますので、本当に議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思っております。その辺を意識しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) これからも、女性問題については、男女共同参画、そのプランも進める中でしっかりとやっていただければというふうに思っているわけであります。

次に、町道1-15号線について質問をいたします。4月に入ってから、8日の畠山議員なんかでも質問が出ていたわけでありますけれども、通学路、通学時の子供を巻き込んだ交通事故、これが多発して大変痛ましい限りであります。常に道路行政については、こういう事故が起こらない防止対策というのですか、これは行政としても怠れない問題であります。

そこで、これまでも町道1-15号線については多くの議員の皆さんが質問し、それに基づいてさまざま対策してきたところでありますけれども、とりわけ道路の拡張、これが、大蔵交差点から254バイパスのほうに向かってくるところ、これらに大変な問題点があるのかなと。拡張された部分というのは、大蔵交差点から將軍沢に向かって一定の道路幅は拡張されたと。その後、あの先の橋の建て替えの問題というのは、これも多くの議員さんの中からは今までも出てきているわけでありますけれども、とりわけこの部分については、また後で譲りたいと思いますけれども、学校橋から先、大蔵の交差点までの道幅というのは極めて狭く危険であるということは、もうこれはご承知だろうと思います。これまでも、幅を規制したり、歩行者にはいろいろと注意を促す、あるいは別に車に対しても注意を促す対策がとられてきているわ

けでありますけれども、1日の交通量、これはどのくらい今ありますか。登下校時の調査というのはされておるのか、そこをお聞きしておきたいと思います。

それから、2番目として、これまでの道路幅を規制したり、車のスピードの緩和対策をしているわけでありますけれども、依然として危険度が高いわけでありますけれども、今後どのような対策、計画を考えているのかもお聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、質問項目3の(1)についてお答えいたします。

町道1-15号の交通量につきましては、交通量調査を行っておりませんので、把握できておりません。また、登下校時の調査につきましても実施しておりません。

次に、質問項目3の(2)についてお答えいたします。町道1-15号の大蔵地内につきましては、幅員が狭い上、交通量が非常に多く、危険な状況であると認識しております。今、暫定的な対応として、児童生徒が通行しやすいようにと外側線を引き、ポストコーンを設置しております。しかし、このような状態でいつまでも放置はできないと考えておりまして、地域の方々と協議を行いながら、どのような対応、また整備ができるか早急に検討してまいり

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それでは、質問させていただきますけれども、交通量調査をされていないということであります。とりわけ、昼間というよりは朝の時間帯なのですけれども、子供が登校するとき、このところで、車の通行によって例えば子供たちが幅寄せをされてしまったり、一時その場で立ち止まって、車が通るのを待つような状況というのは私も再三見かけしているわけであります。通勤時間帯で、6時半ごろから8時台ぐらいの間、子供の登校時間なんかでも、坂戸方面、いわゆる笛吹峠を抜けて□回路になっているような気がして、非常に車が多いのです。そういう環境の中で事故が起きなければいいなというふうには思っているのですけれども、例えばこの時間帯での大型車等の規制というのはされているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

まず、交通量の調査の関係なのですけれども、これにつきましては、今警察とどのような対応がとれるかということで協議しております。その中で、やはり朝の7時から8時までの1時間、その交通量を一回調べたほうがいいだろうという話をされておりまして、この時間帯の歩行者、また車両の台

数等の調査は今後していきたいというふうに考えております。そうすることによって、今後の対策を検討する上に現状を把握できるということが必要になってくるのではないかとこのように考えております。また、大型車の関係につきましても、特に規制とかそういうものはされておられません。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 車同士のすれ違い、これを大変、そういう面で、先ほども言いましたように、歩行者にとっては、あそこにそれぞれポールが両わきに立ててあるわけでありましてけれども、そこを入り込んで車がすれ違うという状況が生まれているわけです。大型車の規制もないというお話でありますから、だれもがあの道路についてもう限界なのではないかなというふうに思っているのです。町も、あの道路を拡張したり、あるいはいろんなことをやるというのは、大変財政的にも厳しい中での考えもあるだろうと思うのですけれども、例えば時間帯による道路規制、あるいは□回路を新たに別な形で設定する考えというのはあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

この道路につきましては、確かに公益的な役割を果たしている幹線道路、そしてまた重要な生活道路ということで位置づけておまして、基本的には

歩道の設置をして拡幅していくのが基本というふうに考えております。

しかし、現在の状況を見ますと、当面の対応としてどういうことができるかということで今考えておりまして、それで、昨年の10月ですか、大蔵の区長さんのほうからご要望がありまして、今、外側線を引いてポストコーンですか、を立てて設置しているのですけれども、それ以上の対応はできないかということで要望されております。これにつきまして、先ほど警察と協議しているという話をしておりますけれども、それについてどのような対応ができるのではないかということで今協議しております。大蔵の区長さんのほうの要望からいくと、歩行者と自転車の路側帯を路面にペイントすることによって安全が図られるのではないかなというように話も聞いておりまして、それについても、現在警察のほうと協議して、どのくらいの幅で引けるかというようなことも協議しておりまして、こういうものを含めて全体的にはどのようなことができるかということで今現在検討中のございまして、それが決まれば早急に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 路側帯の幅、この問題でも、もうあれで限界なのではないかなと思っているのです。例えば歩道をつくるといえば、またもっと道路が狭くなりますし、新たに民地を買収したり、いろんな形で広げていけばそれは広がるわけでありましてけれども、なかなかそのところというのは難

しいのかなというふうに思っているのです、その辺も。そういうことでいくと、やっぱり時間帯による□回路を設定したりなどの形で対応策をとる、これはやっぱり事故を防ぐという一番の基本になってくるのかなというふうに私は考えているのですけれども、行政としてもこの辺のところはやっぱり考えなければならない時期に来ているのかなというふうに思っているのですけれども、これはこれからいろんな方たちがこの問題については出してくるだろうと思います。町も、道路の問題というのは一番のやっぱり課題の問題ですから、財政的にも厳しい、これからいろんな運営をしていくにも厳しい状況があるわけでありまして、そういう面ではやっぱり第一に考えなければならない一つの問題だろうと思うのですけれども、そういうものをぜひ頭の中に入れておいていただいて、事故が起きないように対策を考えていただければというふうに思っているのですけれども、よろしく願いしたいと思えます。

以上をもちまして、質問を終わりたいと思います。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号9番、川口浩史議員。

川口浩員に申し上げます。質問中の大項目3の小項目1については、本

日、渋谷議員の一般質問において答弁をいただいております。ここで、第1回目の質問の答弁は省かせていただきます。

それでは、初めに質問事項1の自転車の安全についてからどうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。自転車の安全についてからご質問をしたいと思います。

環境面に配慮するとともに健康にもよいとして、自転車の利用がふえているという状況です。同時に、事故も増加数に比例してふえているというふうにお聞きをしております。

そこで、(1)として、自転車の事故数は把握できているのか伺いたと思います。

(2)として、自転車が安全な乗り物として利用してもらうためには、車の運転者の理解が必要であるというふうに考えます。そのため、自転車と車の利用者を対象にした講習を適宜開いていくことが必要ではないかと思いますが、お考えを伺いたと思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

質問項目1の(1)についてお答えをさせていただきます。嵐山町内における自転車の事故は、平成23年1月から平成23年12月の1年間で10

件発生をいたしております。事故内容は、すべて自転車と自動車による事故であります。幸い死亡事故はなく、すべて軽症で済んでおります。事故状況といたしましては、交差点での事故が6件、店舗での出入り口で3件、対向すれ違いによる1件でございました。

続きまして、小項目(2)につきましてお答えをさせていただきます。埼玉県では、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例を昨年12月に制定をし、本年4月1日から施行されましたが、自転車利用の安全性の確保についてさまざまな取り組みを行うこととしております。その中で、安全教育については、県は、県民、児童及び生徒、高齢者、そして自動車等の運転免許取得者などを対象に自転車交通安全教育を行うこととしております。現時点では、県としてどのように具体的に取り組みを進めるかについてははっきりしておりませんが、いずれにしましても、今後、地域に密着した市町村や交通関係団体との連携、協力のもとに進められると考えております。

ご質問のとおり、自転車の安全利用のためには、自転車利用者、車の運転者等の安全に対する正しい認識が不可欠と考えております。町といたしましても、今後、県や関係団体及び県条例に基づき委嘱される自転車安全利用指導員の方々と協議、連携しながら自転車安全利用促進のための取り組みを進めてまいりますが、講習についての取り組みも検討事項の一つと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 昨年1年間で10件というのは、多いか少ないかと言われるとちょっとわからない数ですけども、加えてすべて軽微な、軽症な事故であったということでもありますので、嵐山町としてはそんな、とりあえずは大きな事故がないということによかったなというふうには思います。私も、昨年10月に自転車に乗っていて車にぶつけられまして、そうすると私の事故もこの件数の中に入っているのかというふうにちょっと思って聞いておりました。ちなみに、私の場合、警察の方からとも言われましたけれども、私のほうに落ち度はなかったというふうに言われております。

(2)のほうなのですが、自転車は軽車両でありますから、車道を走りなさいという法律です。一部分歩道も走っていいわけですけども、基本的には車道を走りなさいということです。では、車道を走れるほど安心できるのかということでは、警察庁がまとめたものなのですけども、特に高齢者など、車道は怖くて走れないというのが、これは私なんかも含めて実感です。そうすると、自転車専用レーンができればこれはベストなのですけども、これはなかなかできないでしょう、今の現状からして。町長が、先ほど人口減だということから考えて、いろんなものが減少してくるというふうに、お金のほうも、そうするとますます自転車レーンがつくりにくくなるのかなと、目標としては持っていなければいけないものですけども、それがなかなかできないというふうに思われるのです。だけれども、法律はそういうふうになって

いるから、車道を走ることを言われているわけですので、そうすると、一番の問題は、私が考えて、車の運転手さんに理解をしてもらうということが、当面というか、しばらくですけれども、これが一番いいのではないかなというふうに思うのです。答弁の中でそれも一つの検討だということで、検討程度で、そういうお返事なのですけれども、検討ではなくてぜひやっていきたいという、そのぐらいのお答えをいただきたいと思うのですが、まずちょっと、課長が無理だったら町長に聞きますけれども、よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず最初に、議員さんのほうから、自転車の歩道が通れない、車道が原則ということでございまして、確かにそのとおりでございます。ただ、町のほうでも、今回の報道でも、自転車の5原則という形で広報させていただきましたが、5原則というのは、改めて申し上げるまでもなく、自転車は車道が原則、歩道は例外というふうになっております。それ以外に、車道は左側を通行ですとか、そうあるわけですが、この例外というところもぜひやはり知っておいていただかなければならないのかなというふうに思います。

今議員さんから具体的なお話がありましたように、確かに嵐山町の車道、歩道を見てみますと、自転車の専用道というのは、なかなかこれはつくれるような状況もございません。その中で歩道が通行できる場合というのもござ

いまして、これが例外になるわけですが、その中でちょっと申し上げてみますと、道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされている場合、それから13歳未満の子供、それから70歳以上の高齢者、そして車道通行に支障がある身体障害者、そして車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき、こういった場合には車道ではなくて歩道を通行していただくことも許されるということになっております。こういったことも、1つの5原則の中で、町としてもこういった、正しくというのでしょうか、そういった通行者、自転車を運転する方にも、やはり車両を運転する方にも、ぜひこういったこともきちっとやはり啓発をしていかなければならないというふうにも考えております。

それからもう一点、検討したいということで、非常に課長は少し後ろ向きではないかというお話ですが、決してそういうつもりではございませんで、議員さんもお存じのとおりでございまして、この条例が4月に公布をされまして、今回この条例の中ではさまざまな、議員さんのほうからお話がありましたように義務化がされております。例えば1点申し上げますと、4条では自転車利用者の責務という形で、自転車の利用者は、きちっと、今議員さんがおっしゃられたような、これは車両であるということを認識した上で、例えばそういった安全対策、点検をなさйтеとか、あるいは損害賠償の保険等も掛けるように努めなさいとか、そういった、要は運転者としての責務がう

たわれております。それから、事業者の責務といたしまして、これは5条でございますが、事業者は、自分のところの従業員等が、車を運転する者あるいは自転車を運行して通う者、こういった方たちにきちっとした教育をしないというような事業者の責務もございます。また、第7条では、県は県民に対して交通安全の教育を行うように努めると、しなければならないというふうになっております。

そういった中で、先ほどご答弁をさせていただきましたのは、こういった中で、市町村が、当然、県がいろんな自動車運転者に対する教育を行っていく場合に、教育というのはこういったところでやるのかというと、1点、例示的には、例えば免許の更新時、そういったところで警察で行うのも、これも教育であると。それから、具体的な例とすれば、例えば講習のほかに、市町村、自治会が行うような総会ですとかあるいは敬老会でありますとか、そういった場所での啓発、講習、これも教育の一つというふうになっております。

というふうに考えますと、今後、警察がさまざまな形で、県がさまざまな形で教育を行うために、当然町民にとって一番身近な行政は市町村でございますので、市町村にその教育を行う自治会の開催の予定を教えてくれとか、そういった場所を提供してくれとか、あるいは直接的に県のほうから講師を派遣するから、市町村でこういった講習会を開いてくれとか、こういった依頼が今後具体的に出てくだろうということを予想しているわけでございまして、そういったものに素早く全面的にご協力ができるように体制を整えて積極的

に行ってまいりたいという考え方でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。

町長に確認でお聞きしたいと思いますが、ぜひ車の運転手さんを入れた講習を早期に開いて行って、講習会を開いて行っていただきたいと思うのですけれども、県の都合もあるでしょうけれども、その辺いかがですか、約束はできないでしょうか。

〔「自転車も入れた講習」と言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) 自転車の側もいろんなマナー違反、ルール違反もあるでしょうから、そういうものもきっちりと講習できる、あと、自転車が車道を走っても、安心して走れるように、運転手さんの理解が得られるような講習会を早期に開いて行ってほしいというお願いなのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご提言でございますから、警察のほうには内容を話したり、協力の要請はいたします。

そして、現在でも、小川警察署管内で自転車事故の一番大きな原因とい
うか、事故が起きているのは高齢者なのです、小川警察署管内では高齢者。

そして、嵐山町の場合では、車の事故も含めて交差点の中での事故が嵐山町は一番多いのです。そういうような事情があります。そういうものも含めて、嵐山町ではそういうところを重点的に小川警察署とやってきたわけですが、それプラス、今お話しのように、安心して車道、普通のところが自転車ですいすい行けるようにということですが、講習会とかいろんな啓発だとか教育、どういうふうにやったらいいのかというのも警察のほうで専門的に当然研究はしていると思いますので、話をしてみますが、非常にちょっと、なかなか難しいと思うのですよね、徹底をするというのは。

それで、嵐山ではそういう話しましたが、いろんな自転車の中の問題点というのは、自転車に乗る人のマナーというのも大きく言われているのです。ブレーキのない自転車に乗ってというのが、よく都心部、都会のところではあるとか、あるいは繁華街を走って、すうっと行ってしまふとかというのがよくあるわけですが、すべて基本というのは交通安全という考え方を基本的に個人個人が持ってもらわないことにはどうしようもないわけで、歩行者が歩いているところに自転車で飛び込んでいって、車で飛び込んでいってひいてしまうという時代ですから、どうやったらいいのか。それから、午前中も、交通、子供たちの通学路の問題なんかもありましたけれども、そういうようなところの対応というのも、町では最重点でこれをやっているわけですが、県等とも相談をして、今の話も含めて交通安全にしっかり取り組んでいきたいと、その点については警察のほうに提言をさせていただき

たいと思っています。

○長島邦夫議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時44分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、ここで報告をいたします。

本職あて提出のありました陳情第1号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

〔「これ議場配付だけだよね」「配付されていませんけど」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 配付だけです。

〔「議会運営委員会の前に出されていないものは、今出さなくてもいいのに」「議場配付だけだよね」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 配付だけです。

それでは、川口議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問事項2の職員の自転車利用についての質問からです。

川口浩史議員、どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 2番目の質問に移ってまいります。職員の自転車利用についてです。

職員の町内出張に自転車の利用をとということで、前に町長にご質問をいたしました。そのとき、研究をしたいということでありました。どのような結論になったのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 それでは、質問項目2につきましてお答えします。

ご質問いただきましたとおり、自転車をできる限り利用することにつきましては、環境面や職員の健康面においても有意義であると考えております。町内の移動につきましては、南北に長く、また起伏がある本町の地形や、庁舎が市街化区域から離れていることなどを考慮しますと、公務での利用は難しい面があると思われます。

しかし、通勤では、毎日ではありませんが、自主的に自転車を利用して
いる職員が数人おります。以前にもお答え申し上げましたとおり、個々の職
員の生活状況や健康状況により利用の可否が決まってまいりますので、現
在のところはその自主性を尊重してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) いやいや、こういう答弁でしたか。これはちょっと驚

きました。

前にもお話ししたのですけれども、南北に長いわけですから、一番の南の端とか北の端まで行くのは、これは大変です。ですので、市街化区域に限って自転車の利用をどうですかということでお話ししたのですけれども、これだったらできるのではありませんか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答え申し上げます。

先ほどもちょっと申し上げましたが、まず出発点が庁舎でございます。ここからまず市街化区域に出かけていくということで、そこでかなり時間もかかるということもございます。そういった効率的なこと、仕事の能率を考えますと、やはり自転車は不効率ではないかというふうに考えております。また、天候、寒暖の差等々あります。季節のいい時期だけ特定にということだけではやっぱり済まない問題もあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 離れているとはいっても、例えば役場の庁舎が大蔵にあるとか、あるいは吉田にあるとか、それだったら大変ですけれども、すぐそこがもう志賀2区ですよ、市街化区域ですよ。これが簡単に考えられないというのは、ちょっと私は不思議でしょうがないのです。そのくらいで

すから、距離的にはわずかですから、ちょっと、課長はもうその考えで固まっ
てしまっているでしょうから、何とか受け入れをしないようにとお考えになっ
ているでしょうから、町長か副町長に伺いたいと思いますけれども、天候面、
これは前回もお話ししましたように、雨の日に、あるいは雨が降ってきそうな
ときに、それは乗る必要はないです。あるいは健康面も、晴れているから自
転車を利用しなさいということで、そういう指示もする必要はないです。その
人のたまたま健康状態が悪ければ、それは車で構いませんけれども。やっ
ぱり、環境重視というのは町長の基本姿勢だというふうに私は考えています、
町長もちょうちよくそれはおっしゃっておりますので。結構なことではないです
か、自転車を利用してというのは。川越市や毛呂山町はどんどん実施して
いるのですから、嵐山町でもやっていこうではありませんか。いかがですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのとおりなのです。だけれども、いろいろ内部で検討をし
てのこれは答弁なのです。それで、現在のところは自主性を尊重してまいり
ます、こういうことになったのです。

ですので、健康面ですとかエコですとかいろんなことを考えて、自転車と
いうのは確かにいい乗り物だし、そういうふうに私も思います。でも、なかな
か自分でも自転車で出かけるというのはできない怠け者なのですが、そうい
うのを私から行けというわけにもなかなかいきませんので、皆さんで検討し

ていただいて、議会ではこういう意見が出ているというようなことも当然話をしているわけですので、各課の中でまた対応をしっかり練っていただいて、行けるところはこれにしようではないかというようなことが出るような雰囲気づくりをやっていくことは努力いたしたいと思いますので。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) やっぱり、町長からある程度の指示がないとそれは動かないです。

先ほどの自転車の安全についてで申しましたけれども、自転車のマナー違反やルール違反というのがあるから、県でああいう条例をつくったわけですよ。これを、この嵐山町の住民の自転車を利用されている方に対しても、どういう啓発の仕方がいいのか、先ほどの講習の件やいろんな集会でお話する、これも大事ですけれども、私は、役場の職員が率先して安全走行、運転ではないね、自転車に乗ってもらうということも、一番ではないですけれども、これも大事なことだというふうに思うのです。そういう点も含めて、環境にもいい、健康にもよい、そして模範にもなってもらおうと。どうですか、町長、こんないい話ないのではないですか。自転車を買う予算もあるでしょうけれども、そんな一遍に、10台も20台も買ってほしいということではありませんから、2人1組であれば最低2台は必要なのかもしれませんが、とりあえずそこから出発していただいいてこうではありませんか。いかがですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お答えをさせていただいたように、そういうご意見を重ねていただいているというようなことも、職員はこれで全部わかっているわけですが、改めてもう一度自転車の取り組みということについて総務課を中心に検討していただきます。現在のところ、自主性を尊重ということですが、自主性を尊重して使う人がどんどんふえるような形にいかばいいなというふうに思っていますので、もう一度内部で話を進めるような努力をしていきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) かなり積極的になったと思うのです。総務課長、ぜひ町長の意向を受けて相談していただきたいというふうに思います。

それでは、3番目に移りたいと思います。(2)、昨年9月議会の請願について、全会一致で採択となった請願ですが、給食センター長と栄養士の2人が、採択したことは間違いだったと言ったということでもあります。どういう見識のもとで間違いだったと言ったのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(2)の答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、質問項目3の(2)についてお答え申し上げます。

川口議員さんのお話しの請願は、子どもの未来を考える会嵐山から提

出され、議会において採択されました。採択の上、送付された請願への対応は、これを真摯に受けとめ、適切に処理していかなければならないと解しておるところでございます。

学校給食につきましては、昨年の大震災直後の計画停電、そして原子力発電所事故による放射能汚染などへの対応等、大変厳しい状況が続いておりますが、安心、安全を心がけ実施してまいりました。議会において採択されました請願の内容は、学校給食について、放射能汚染への不安を払拭するための安全な食材の確保、産地への配慮、サンプル調査の実施などであり、国や県の情報、他の自治体の実施状況なども踏まえ、請願の趣旨に沿うべく給食の実施に努めてまいりました。また、食材の産地の公開も行っておりました。

議員さんのご質問につきまして確認をいたしました。はっきりとした覚えはないが、議会の採択は間違いという表現はしていないと思う、請願の内容、特に食材及び産地に関して、給食センターやこども課にさまざまなご意見、ご要望、ご指摘、ご批判等が寄せられますが、その対応の中でそのように受けとめられるやりとりがあったのかもしれないとのことでございます。

国の放射能汚染対応は、今後も厳しい状況が続くと思われます。しかし、議会の採択を真摯に受けとめ、学校給食に関するさまざまな声を大切にしてい、安心して安全な学校給食の実施に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) (1)からご質問いたしたいと思います。

町長は、20 ベクレルで今後もやりたいのだということで、これは渋谷議員さんにもご答弁があったわけでありますが、教育長にちょっと最初に伺いたいと思うのです。放射能が入ってしまっている食材について、子供たちの口に入るのが少なければ少ないほどよいというお考えがあるのかどうか、異論があればおっしゃっていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 議員さん、全くお話しのとおりです、少なければ。何回も議会で申し上げますと同時に、昨年の震災後、2つの大きな課題がありまして、一番先に、4月を迎えるに当たって特に指示をさせていただいたことは、4月からの給食はストップしてはならないというのは、計画停電があった。そこで、何としてもということで、調理の方々、センターの職員、学校にお願いして、早出出勤しようと、そういう場合は。遅くかかったときには、給食をおくらすということで、学校もわかったと、時間を繰り上げてでも、時間割を何とかするからということで乗り越えました。

2つ目は、今おっしゃる放射能です。だれも答えがない中で、国自体も右往左往している中で、暫定基準 500 ベクレルという中で、それもどうなのかわからないという状況の中で 20 ベクレルという設定をしました。そのときは、

ほかの自治体が余りサンプル調査等も恐らく実施してはいなかった状況だと思います。そういう中で、やっぱり少なければ少ないほうがいいだろうということで、他の自治体等もあるいは県のほうも、基準値、定量下限値を少しずつ下げるようになってきた。そこで、川口さんは4ベクレル以下とか、いろんな方々にご意見いただいて、町長のほうの先ほどの再質問の答弁で、県もそういう、下げたので、5ベクレル前後にしましょうよという答弁をいただきました。教育委員会としては、どこの数値が子供に安全かどうかという明確な答えはないけれども、できるだけ低い数値ではかって、そして説明責任を保護者にしていく責任があるだろうと、あとは、いや、食べない云々というのは個人の、給食費をいただいていますから、選択になるだろうと思います。これをきっかけに、さらに低い数値ではかって説明責任を果たしていきたいと、こう考えています。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 町長にも同じ質問ですけれども、いいですか。

○長島邦夫議長 もう一度、では少し言っていてください。

○9番(川口浩史議員) 同じ質問なのですが、食材、放射能が少なければ少ないほどよいというお考えはあるのかどうか伺いたと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 教育長と同じ答弁でございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、20 ベクレルでも、近隣から比較するとこれは低いということは言えるわけですが、全国的に見ますと、先ほども渋谷議員さんがおっしゃいましたように、札幌市が4ベクレルを採用しているのです。私も電話をしてみました。最初にかけたところは保健所で、丁寧に答えしていただいたのですが、相手が保健所でしたので、給食の食材のことは、給食センターと言ったかな、そっちにお電話をしてくださいということで、電話をしたのですけれども、ただいま担当の者が席を外していると、折り返し電話するからということだったのですけれども、電話は来ずに、1時間待ったのですが、結局来なかったと思うのです。ちょっと対応に私は不満があったので、こういうところでもしゃべってしまいますけれども。ただ、札幌市、保健所のほうでも4ベクレルでやっているということでははっきりと答えをいただいたのです。

そうすると、町長も教育長も少なければ少ないほどいいと、こういうことですから、20よりは4のほうがいいと、これは必然的にそうなると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どういうお考えで話をしているのかわからないのですが、前から川口議員さんがおっしゃっているように、ゼロにこしたことはないとい

うような話があったではないですか。ですから、そこまでいってしまうと、食材を選ぶような状況というのはなくなってしまうわけなのです。

それで、いろんなところで、今これは原発を含めて話し合いになる中で、食材について考え方が出てきております。そういう中で、埼玉県がこういうふうに取り入れたということでもありますので、嵐山町も、今までやっていた状況、ハードルというのを高く、低くというのだからあれですけども、数値を県に合わせて下げたと、その方向でいってみると。それで、先ほども質問をいただいたあれも、当面それで様子を見ようというお話で了解をいただいているわけですので、ぜひこのまま進めさせていただけるようにご協力をお願いしたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 食材がなくなる、そういう面では、札幌市の子供たちは食べるものがなくなるという状況になるわけですね。でも、現実には給食はやっているわけですから、問題は、4ベクレルを超えたものに対して、それははじいていくということをやれているわけですから、全国、嵐山が初めてだったらいろいろ戸惑いもあるでしょうけれども、札幌市はもうやっているわけですから。それと、あと埼玉県内でも、越谷市が5ベクレルずつ、134、137 合わせて10ベクレルでやっているということなのです。

こういうことを考えますと、やっぱり嵐山の20というのは高いなというふうに思うのです。食材の件は、そういうふうに、何ら心配はないというふうに申

し上げたいと思うのです。私も、前はちょっと体調不良で休みましたけれども、その前にお話ししましたように、仮に4ベクレルで食材がもうないと、みんなそれ以上高いということであれば、それは引き上げていかなければならないというふうに、それはそういうふうには思っています。でも、まず札幌がやっているのですから、嵐山町でも全国一安心な給食を提供していくべきだと、皆さんにすれば責任があるのではないかというふうに思うのです。

それで、4ベクレルにすると、食材の件だけなのですか。食材は問題ないと思うのですけれども、いや、食材がなくなるのだということで、さらに言えば、反論しますけれども、費用的なものでふえるという心配があるのかなと私は心配しているのですけれども、費用面では4ベクレルにした場合ふえるのでしょうか。どなたか担当者、お答えできないでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

今町長が答弁しました5ベクレル、この5ベクレルですと、費用負担はそれほど変わりません。それから、検査会社のホームページを見ますと、5ベクレルで検査の設定が結構多いのです。それ以外になりますと、結構高額の金額になってきます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 4ベクレルで多分調べていないのだと思うのです。

私も調べていません。そんなに変わらないということですから。

では、ちょっとついでに聞きますけれども、4ベクレルにした場合、食材がなくなるという心配はありますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

4ベクレルという、すべてのというか、出すものがなくなってしまうようなことは無いと思いますけれども.....

〔「いいですよ、わかりました」と言う人あり〕

○内田 勝教育委員会こども課長 よろしいですか。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 食材は、何とかというか、足りていると、費用も変わらないと。どうせ、町長、もう答えは決まってしまったではないですか。4ベクレルでやっていきましょう。いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ですから、なかなか答弁するのに言葉を選んでしまうのです。4ならなくなるではないか、私は、ゼロと言っているから、なくなるのではないかとっているのです。それに、今だって5ベクレル以下だと料金は

きく変わりますと答弁しているのだけれども、変わると言ったでしょう、今。だけれども、同じですという。

だから、そういうのではなくて、私は考えて、私、だれも、町の中を考えているわけですが、安全な食材をいかに提供するか。それには、いかに情報を集めて、ほかのところで検査をしている食材がどこの県の何というもので、これは安心だとかこれは幾つだとかいう情報をしっかり集めて、それで町民の皆様に給食は安心だというような形のものはどうやったらできるかということで対応をさせていただいている。ですので、今度も県がそういう状況に変わったと、変えていくということですので、嵐山町もぜひそれに合わせていきたい、こういうことでございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっとよくわからないのです。ゼロでは、私もゼロがもちろん望ましいのですけれども、ああいう事故が起きて、愛知以北かな、すべて検査の対象に確かなっているはずなのです。ですから、愛知以北の食材を調達した場合は多分ゼロというわけにはいかないと思うのです。

ドイツの防護協会が指摘をした、子供の場合4ベクレル以下ということ、この学説が絶対的なものかどうかというのはわかりませんが、それは20ベクレルよりは安心できる値だというふうに思うわけです。ですので、それはゼロでは食材はないかもしれませんが、4だったらいいと思うのです。いかがですか。4ベクレルで私は求めているのですから、ゼロのこ

とを私は申したか、前に申したかもしれませんが、4ベクレルでいかがですかということを申しているのですから、それで十分やっていけるというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 午前中からお話ししているように、5ベクレル、県と同じ形でやらせていただきたい、当面これをお願いをしたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 町長、もうおれの考えは変えないのだというのががんがん伝わってくるのですけれども、やっぱり低ければ低いほどいいということでおっしゃったわけですから、何でそれを、高い20を私は基準にするのかというのがわかりません。もう理由がないのです。要は、県の基準に合わせるのだというだけで。金額も5だったら変わらないと、4はまだわかりませんが、でもそんなには変わらないでしょう。変わらないと思いますけれども、変わるのであれば当面5でもいいですけれども。県に合わせなければならぬという理由が何かあるのですか、これは。補助金をもらえないとか、何か県のにらみがあるわけなのですか。ちょっとそこをお話してください、私にはもう理解できないのです。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大震災の後、原発の問題が出て、そして嵐山町ではどうするということで、議員の皆さんからいろんな質問をいただきました。そして、ない頭でいろいろ勉強を庁内でもさせていただいてまいりました。そういう中で、当面何をどう信用して、どうしたらいいのだということが内部でも話し合いが出ました。そして、国で言う基準をやるきりないだろうということで、答弁もいろいろさせていただきましたけれども、国の基準ということで行ってまいりました。そして、いろいろ経過をして今に至っております。

その間、国も数値が移り、そして県も移り、周りの市町村でもいろんな取り組みが行われております。そういうのは、みんないろんなところでいろんな取り組みをしている、すべてではありませんが、聞いた部分については承知をしております。そういう中で、今嵐山町がとるのは、県のレベルの数値にして、そして対応してくのが、今の時点では嵐山町はいいのではないかというふうな判断のもとでそういうふうに決めさせていただきました。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これ以上、もう言ってもだめなのでしょう。ぜひ、札幌でもやっている、越谷では5ベクレルでやっているということで、子供たちの健康を守ろうということでどんどん下げてきているわけですから、嵐山町も日本一安全な給食をぜひ提供するようにしていただきたいと思うのです。これは要望で結構ですので。

次に進みたいというふうに思います。間違いだったか、はっきりした覚えはないが、間違いという表現はしていないと思うと、ただ、その対応の中でどのように受けとめられるやりとりがあったかもしれないということでありましたが、そうすると、実際、事実上認めているわけです。何が間違いだったというふうに、教育長はこう言って、真摯に町議会が採択したものについて受けとめるということなのですが、何が間違いであったというふうにおっしゃっているのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 議員さんご質問の間違いだったと言ったという表現は、いつ、どこで、どういう内容でだれというのは全然わかりませんので、恐らく内容からすると、請願された方々への対応の中でかなという想定でお答えをして、聞いてみました。

先ほど申し上げましたように、請願された方々から、請願後、いろいろ、お話のあったような各自治体の取り組みなどの情報提供もいただいておりますし、あるいはさまざまな意見、要望、指摘等もございます。そうした中で、特に食材に関して、一番、給食センター、私ども当時悩んでいたのは産地であります。産地も公表をしております。その中で、どうして福島のをを使うのだと、どういうあれで、ほかのものはだめなのかとか、そこが一番センターの悩んだところですよ。恐らく、そういうやりとりの中で、例えばその産地にその時

期だけにしか手に入らない野菜だとか、あるいは出荷についてもいろんな天候のかけんで入らない場合もあります。あるいは同じ、例えばチンゲンサイでも、埼玉の、福島のあるいは静岡の云々という、5つぐらいの都道府県から仕入れるものもございます。それらの前提は、一般に出回っている、出荷制限、摂取制限されていないというもの、さらに新しい国の基準で100ベクレルと、当初の500から国は100ベクレルに下げた、そういう中で、加えて関東以北の食材は極力避けるようにという請願をいただきました。努力をしています。

その中で、どうしても1点ひっかかるのは、市場に出回っているから安心だというだけではなくて、1つはやっぱ、嵐山町が、福島産、茨城産、これは使わないぞという情報発信はできない。今、東北を応援しようと、現地の方々も頑張っていると、その中で、市場に出回っているものについて、ただそれだけでできないでしょうということで、教育委員会としては、そういう、請願の中にあつた関東以北の産地の食材についてはできる限りサンプル調査をしています。それは、民間にお願いしに行くわけですから、当日の朝のものは間に合いませんけれども、現在のところはその努力もさせていただいて、いると。そういうやりとりの中で、恐らくそういうのがあつたのかもしれないと私は受けとめております。どこでだれとどういう場面というのはわからないままにお答えしているので、答弁はこういう状況でさせていただいております。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) おっしゃることの中であったというふうに聞きました。そういうことですので、その中で福島の方を応援する、今の答弁ですと、応援する必要があるから、福島の食材を取り入れたというお話ですね。

ちょっと伺いたいのですけれども、嵐山町の子供たちの命や健康と、福島産の、福島の農業者、漁業者を守ることと、どちらに重きを置いて教育行政をやっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 そういう論理での給食は実施しておりません。県の学校給食会を通して、市場を通しながらいただいております。

それで、どこの産地云々というのは、先ほど申しあげましたカロリーであるとかエネルギー、栄養の摂取量とかバランスのとれた給食の提供、それらを勘案して、どこの市町村も大体同じようにやっていると思います。そういう中で、やっぱり少しでも安心、安全ということを担保すると、そういう意味で、できるだけ東北の野菜等については重点的にサンプル調査をしている。おかげさまで、20 ベクレルを超したというのは10月以来一度もございません。24回、26検体ありません。

さらに、今回は、町長の答弁にもございましたように、20 ベクレルというのを、134と137 どちらかが20 ベクレル以上出たら差し控えるということをして、さらに今回改めて、134、137 を足して20 ベクレル以上出たら使わない。こ

れについても、国の 100 ベクレルという基準の中でも嵐山は非常に厳しいハードルだと思います。そういう中で、町長がお話したように、どこそこは使わないとかどっちの命が大事だと、そういうものではないと思いますので、いましばらく、先ほどの、町の今後の対応について少し様子を見させていただきたい、教育委員会としても、今まで以上にできる限り情報提供を、公開して説明責任を果たしていくと、この姿勢でやっていきたいというふうに考えております。子供の命を守ることがまず大前提であるということであります。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) いや、驚きました。嵐山町の子供たちを守ることが優先ですよと、そういう答えが私は当然来るのだと思っていたら、そういう論理でしていないということにちょっと驚きました、私は。こういう発想から福島産の食材を積極的に取り入れているのかということで、いや、驚きましたけれども。

風評被害ということを心配されて、教育長がとりわけ心配しているのだと思うのですけれども、風評被害というのを聞きましたところ、根拠のないうわさのために受ける被害だということらしいのです。私の持っている広辞苑で引いたら、ちょっとここまでのことは出ていないのですけれども、ある方に聞いたら、そういうことだと。

根拠のない被害なのか、うわさなのかということで考えてみますと、福島産ではシイタケにしても米にしても、いろんな野菜で放射能が基準値をオー

バーしているわけです。だから、根拠のないことではないわけです。問題は、なぜそういうものがぎりぎりで、ぎりぎりというのは、米の場合、500 だったかな、それが 400 台であれば出てくるのか、そこが問題なのです。食べさせられるほうは本当にはかなわないわけです。特に子供は、そうでしょう。子供の健康、命というのは、やっぱり最優先に教育の場合はしていかなかったら私はまずいというふうに思うのです。そういう根拠のないうわさによる被害ではなくて、実際に基準値以上の食材が出ているわけですから、そういうところからとるとというのは、念には念を入れ、本当に念を入れてはかって、それで安全であればそれはまだいいですけれども、サンプルだとおっしゃっているわけですから、これで安心しろと親御さんが聞いたって、安心できるはずがないのです。そうでしょう。そういうもとでは、センター長や栄養士がこういう対応をするのは当たり前です、教育長がそんな考えでやっていたら。教育長はこの問題は余りでかい問題だというふうに考えていないようですけれども、議題で採択されたものがセンター長や栄養士が軽く扱ったと、いや、軽く扱ったところか、否定をしたということに対してどうお考えなのか。重さについてちょっと伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 議会の請願については、採択されて送付された請願については、真摯に受けとめて適切に処理していかなければならないというの

は、これは前提であります。

2つ目は、先ほど嵐山の子供の命を云々というのは全く逆の話ですので、それは私のほうが心外であります。子供の命を守る給食というのは大前提でありますので、川口さんは、それは教育と逆のことを考えているということでしたけれども、そうではありません。それは、まず子供の命を考えるという、これは食生活ですから、これは第一義的なものであります。その上で、産地については極力ということがあったので、産地を選ぶ場合についても、その仕入れの野菜が福島であったり、茨城であったりするものについては、これは安心安全のために重点的にサンプル調査をさせていただいていると。それから、請願の人たちからはいろんな情報をいただいております。ここはちょっと数値が出ていましたよとか、これはちょっと危険ではないでしょうかとか、そういう情報提供に基づいてもサンプル調査をしております。そういう意味で、今回さらに低い数値の5ベクレル前後ということではからせていただいて、それを積極的に情報提供を教育委員会からもしていくということで、ただ単なる根拠のない風評被害とか、そういう辞書での言葉があると思いませんけれども、今、何をもって根拠のない、その根拠とは何かというと、やっぱり数字であろうと思います。ですからこそ、少しレベルを下げて、これからも数値を下げてはからせていただいて、説明責任を果たしていくと、こういうことであります。重ねて、職員のそういうようなやりとりでそのような受けとめ方がされることのないように、もう一度確認をして指導もしていきたいと思いま

す。

最後にもう一度、子供の命が大事であるということについては、第一義的な給食を実施する上での私の考えでありますので、それをぜひ受けとめていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 教育長が私に答えたことに対して、そういう論理では行政をしていませんというふうに答えたから、これは困った教育長だなということでお話したのです。訂正されたから、少しは安心して任せられるのかなというふうに思いましたけれども。ただ、やっぱり実際に出ているところから、私は積極的にとるとというのがどれだけの意味があるのかというふうには思います。できるだけ出ていない地域からとるように私はしていってほしいと思います。

献立表ももらいました。余り、福島県をはじめ周辺のところからもそんなに取り入れていないのだなということで、大分変わってきたなというふうには思いますけれども、ただ、やっぱりこういう問題に対して、教育長がしっかり、そうすると、センター長や栄養士に対しては注意をしたのでしょうか。これを見ますと、この答弁の、何も教育長が言っていないようです。教育長は、議会側に対しては真摯に受けとめたいと、本人は真摯に受けとめようという姿勢があるのか、そういうふうに注意をしたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 こういう質問をいただいて初めてそういうことがわかりましたので、先ほど確認いたしました。その結果、そういうやりとりの中でそのように相手方に受けとめられたことがあるのかもしれないというお話を聞きましたので、やはり議会の採択というのは真摯に受けとめて、難しい場合もあるだろうし、困難な場合もあるかもしれぬけれども、これを真摯に受けとめて、教育委員会としてできるだけ頑張っていこうよということで、またそのような受けとめ方がされないように、耳を傾けて真摯に対応しようという、そういうお話はいたしました。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それに対して、本人はどういうふうにおっしゃっていたでしょうか。

○長島邦夫議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 はっきりは覚えていないという表現での確認でしたけれども、よくわかりましたということでございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。もう、ちょっとこれ以上やってもだめですので、ここで終わりにしたいと思います。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 吉 場 道 雄 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号7番、吉場道雄議員。

質問事項1の消防行政についてからどうぞ。

〔7番 吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○7番(吉場道雄議員) 議席番号7番、吉場道雄。議長のご指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく分けて3つです。まず1つ目ですが、消防行政についてです。嵐山町消防団では総員 93 名の定数だが、平成 24 年度、4月1日からいまだにない5名の欠員が出ています。団員確保は大変難しい問題であり、各部はもちろん、消防後援会でも努力しているが、入団してくれる人が非常に厳しい状況であり、団員は各部の警戒区まで広げ探しているが、区によっては自治消防団が組織されており、このことがよい面もあるが、消防団員確保の面では障害になっています。また、自治消防団でも、団員の高齢化、人員確保などが問題になっていると聞いております。

24 年度予算では、自治消防団活動助成事業で各団に6万円ずつ 30 万円出ているが、自治消防団の役割、現況はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、平成 19 年度より道路交通法が変わり、中型免許、大型免許などに分かれ、消防団に入団しても消防自動車に乗れない団員が出ていていると聞

くが、現況はどのようになっているのか、乗れない団員数、理由をお伺いいたします。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 質問事項1についてお答えをさせていただきます。

嵐山町消防団員の確保については、社会情勢の変化とともに、特に仕事などの事情により早期に退団される方がふえるなど、その補充は大変厳しい状況にあるものと認識しております。その中であって、消防団並びに消防団後援会の皆様の献身的なご努力に心から感謝いたしております。

ご質問の自治消防団の役割、現況についてでございますが、自治消防団は現在、遠山、大蔵、將軍沢、吉田地区の4団が活動しております。本年3月までは勝田も活動しており、5団でしたが、この3月末をもって解散をされました。

なお、町からの各団への補助金額は一律に3万 6,000 円でございます。当初予算で30 万円の計上をしておりますが、これは当初予算編成時点で活動していた勝田を含め5団に対する補助金 18 万円と消防ホース格納庫等への補助金 12 万円を計上させていただいたものでございます。

自治消防団の役割は、各団とも可搬式小型動力ポンプを所有していま

すので、平時の訓練を生かし、火災発生時並びに地震などの災害時に消火活動に当たっていただくことが期待されております。ただし、現状としては、嵐山消防団に消防車が5台配備されており、また比企広域消防本部の応援体制からして、通常の火災対応で自治消防団が消火活動をする機会はほとんどないと思われます。しかし、いざ阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大地震が発生した場合などは、地域にとって貴重な戦力となっていただけるものと考えております。

次に、平成19年度に改正された道路交通法による免許の件でございますが、嵐山消防団に配備されている5台の消防車は、普通車が2台、中型車3台でございます。一方、団員の免許取得状況は、全団員中、普通免許1名、AT限定免許2名で、あとの団員は中型免許を取得しております。このうち、普通免許取得の団員は2-2に配属されておりますが、2-2の配備車両が普通車のため、運転は可能でございます。AT限定免許の団員は、消防車はすべてマニュアル車であるため、運転することはできません。したがって、現在配属されている部の消防車を運転できない団員の数は2名ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 7番、吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 再質問させていただきます。

各部に6万円という、3万6,000円ですか、残りは、12万円は消防ホー

ス格納庫のための6万円で、多分、予算委員会のために、予備費が6万円と
いうことで12万円だと、私がちょっと記憶違いしてやったのですけれども、こ
れは多分、大蔵地区に配備、つくられると思っておりますけれども、それは
また後で質問させていただきますけれども。

自治消防団の関係ですけれども、かつては各区に自治消防団が配備さ
れて、非常に活躍しておりましたけれども、消防自動車の配備とともにその
存在が、消防自動車のほうに力を入れるようになりまして、自治消防団は各
警戒区から廃部して、警戒区の中から、警戒区を協力するということになり
まして、ほとんど自治消防団がなくなってきました。しかし、平成23年までは
5団ですか、23年度、勝田がやめたということを聞いていましたけれども、
勝田のやめた理由は、高齢者が多くなり、やはり人員確保が難しくなり、や
はり消防機能ができていないということで、区長さんが町のほうに廃部する
からということで、やめるからということで来たと思うのです。

まだ4団ありますけれども、これは非常に温度差があると思いますけれ
ども、七郷地区は、ちょっと事情を話してみますと、七郷防災会のときにちょ
っと消防団の関係で話し合いをしました。七郷防災会の役員も消防後援会
の役員も、同じ区長さんが入っているわけです。その中で、自治消防団の中
に消防後援会の会長がいて、その後援会の会長が、団員から相談があ
りまして、今年度はこのように厳しい状況なので、区に応援してもらえないか
ということで皆さんに諮りましたところ、自治消防団があるところでは、私のと

ころにも自治消防団があるけれども、人員確保するのが大変なのだ、消防団に入るわけにはいかないということで強く言われたことがありました。

今、どこにおっても、消防団というのは安心、安全な面から見て非常に貴重な存在だと思いますけれども、嵐山町の場合は自治消防団が組織されておりますけれども、両方とも今困った状況だと思っております。本当に、人員確保、両方で本当に大変な時代に来ていると思っておりますけれども、町の考え方はどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、自治消防団の現況でございます。確かに議員さんがおっしゃられますように、今年勝田が解散をされるという形になりました。ちょっと私がお聞きしましたところ、自治消防団の構成人数、これは温度差がやはりございまして、將軍沢で団員数が 47 名、それから遠山で団員数が 32 名、それから吉田が団員数が 15 名、大蔵が 6 名というふうにお聞きをいたしております。

町の自治消防団に対する対応でございますが、今までは、やはりなかなか存続が難しいということで、町のほうに、大体、ご相談に来られる場合は、自治消防団を継続していくことが大変難しいと、そして消防のホース、ポンプ、格納庫等を今後どうしたらいいだろうかというふうなご相談でございました。

実際に、今申し上げましたように、通常の消火活動等においては嵐山消防団、そして広域消防、そちらのほうの常備、非常備の消防体制の中で、ほとんど自治消防の皆さんに出ていただくということはないような体制になっておりますので、今までそういったご相談があった場合には、無理をして継続していただく必要性はないでしょうというような形での基本的な対応を考えておりました。

しかしながら、東日本大震災がございまして、大蔵の消防団から、通常、我々の平時の訓練等も行っていると、まして大災害等になった場合に、消防力のいわゆる期待が、消火活動等の期待が大きくなればなるほどできないと、そうなったときに、地元のやっぱり自治消防団として、火を消す、あるいはそういった対策をとるということを指をくわえて見ているという体制はできないと、訓練をしていくので、ぜひそういった補助をしていただきたいというお話がございました。おっしゃるとおりでございまして、その問題については、23年12月、昨年でございますが、消防審議会でご審議いただきました。そして、結論といたしますと、まず自治消防の活動については、通常の訓練をきちっとやっていただくと、そしてそれも、消防団あるいは分署等の指導を受けて訓練を実施していただいて、積極的な活動を続けていかれたいという、そういった意欲のあるところについては、町も、消防審議会としても、補助制度を利用してそういった補助をしていくということについては問題はないのではないか、むしろそれはそうやるべきだろうというお話がご

ざいました。

ただ、1点、議員さんがお話しになられましたような消防団員の確保という点におきましては、やはり消防団活動の団員確保については、自治消防団の皆様方のご協力もぜひその中でいただければなというお話もございました。そういった点を踏まえまして、町も今、消防後援会、そして連合会等もございますし、また消防団の皆さんとも、そういった団員確保については、当然、積極的に一生懸命、町も取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、その辺は課題として、いろんな機会で話し合いをさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 今の説明で、消防署の訓練をしながらこれから当たっていきたいという考えもあると思いますけれども、実際に火事現場に出ても、消防活動というのはただ見てただけで、ほとんど自治消防のほうではできないと思いますけれども、先ほど課長の言ったように、東日本大震災のような大震災の後ではそれは可能かと思えますけれども、今、嵐山町の消防力を考えた場合、町からやめろと言うことはできないと思いますので、現況をよく調査して、ある程度の方向性を出す必要もあると思います。消防団活動をできない団に対しては、自治消防団での活動を自粛しながら消防団のほうに力を入れてもらう方向が、これからの嵐山町の消防力を強化す

る意味も、安全な、安心なまちづくりをする意味からも消防団の充実になるのではないかなと私は思いますけれども、町の考えをお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町の考えということでございますので、お答えをさせていただきます。

ちょっと話が横にそれるかもしれないのですが、きょうもいろいろ話をしてみいました。嵐山町の行政のいろんな場面で、午前中から話をしている人口構成の急変というのはあらゆる場面で影響が出てきてしまっているのです。特に消防なんかの場合には、うちの近くのことを考えても、地域を守る水道管が敷かれて、そして水道管を開いてやる、その地域を守る消防隊、そして消防団があって、そして常備消防の消防署があってという3段構えでなっていました。しかし、今、その3段構えの中で、町で力を入れているのが常備消防の消防署、そしてそれを後援をする、応援をする消防団、非常備消防、この2本柱でいこうということで取り組んでおります。

そして、それぞれのところで、常備消防のほうは常備消防のほうで、消防専門家のほうで、こういう車が必要だ、こういうはしごが必要だということで、ここにはこういうこと、ここにはこういうこと、それぞれ常備は常備でやる。非常備のほうは、嵐山町に5つ消防車があるわけですが、その消防車も以前に比べてみていただいたら全く違う戦力になっておるわけです。それ

で、水槽車何台も入りました。というような状況で、今、地域の地域消防、非常備消防ではなくて、地域での消防、その人たちがふだん練習も何もやっていないような状況が、いざというときにこういうふうに行っている間に、消防署はその人たちより早く行くことはできないですかということも質問したことがあります。それができなかつたら、我々の責任が果たせないというふうに常備消防では考えています。ですので、水槽車も入れているわけです。

ですから、何かあったときに、地域の練習していない、さてエンジンをかけてというような形でやっているより早く車が着くという状況で、今、どこのところに何分、どこには何分、それで水源がどこにあるというのは消防署では確認をしているわけです。それで、非常備消防でも、今でもそうだと思いますけれども、水源はどこにあるということを話し合いをしながら点検し、整備をしてやっている。ですから、この2本立てでいくのだということで町では来ているわけです。ですから、この体制に影響が出るような状況というのは、これから町として力を入れて応援していくということにはならないわけです。

しかし、地域の中で防災、今回の場合を受けて地域防災という考え方をしたときに、おれはできる限り、まだ元気だから、やれることはやるよという人たちに、まあいいから、やらないでくださいよということではないわけです。やれることはやっていただくという、それで地域の防災計画ができて、防災が地域のところで立ち上がった。ですから、それも大切、だけれども、火災に関してということについては、常備、非常備の消防団、この2本立てでいく。

そして、今消防団の人数が確認できない。ですから、地域の消防があるから、今人数が来ました。地域によって、40人、30人、15人、6人とかということですが、それらの人たちを地域で確保しないと消防団が守れないということであつたら、ご理解をいただいて、ここのところから、たとえ何人かでも消防団、非常備消防のほうに入っていただく。そういう体制がとれないと、せっかく毎年のようにここのところ新しい消防車を買っているわけですが、それも活用する状況になくなってしまふ。そんなことが起きたら、今まで皆さんと一緒に進めている状況というのが進められないわけですので、これは何としても守っていかなければいけないなというふうに思います。

そして、今年も地域の消防後援会の総会が開かれておるわけですが、その場でも皆さんにお願いしているのですけれども、消防団員を出していない警戒区域の地域、そこの人たちにも、ぜひ1名なり2名なり、どこでも出していただきたい。そうすると、自分の地域から1名、2名出ていくと、周りの人たちの後援体制、応援体制、どうにかしなければという気持ちも変わってくると思いますので、ぜひお願いしたいということで、あちこちの総会で話をさせていただいてまいりました。

そして、今回お配りをした122条の報告の中でもちょっと欠員があるわけです。そういうような状況というのは早く変えていかないといけないかな。それで、今回の欠になるのは理由があつたのだと思うのです。今まで部長さんをやったりなんかした人がやめて、人数が、新しい人が入らないから、一番

初年兵のところにくっついてというようなことでやってきたところがあるようなのですが、その中で、人数は確保されているのだけれども、実際問題どうなのかというと、ほとんど出ない人がいたと。そういうのは、もう出られないのなら、ここのところで整理をしようというような話もあって、今回こういうようなことになったというようなことも聞いておりますので、実際、生に活躍している人たちだけで体制がとれるようなあれを全町挙げて協力をして、消防団がしっかり活動できるような体制を図っていくように町としても努力をしたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 町の考えはよくわかりました。ぜひともよろしくお願いいたします。

先ほど答弁の中で、消火栓の格納庫ですか、の関係なのですが、ちょっと、大蔵地区で予算が6万で予備費が6万ということで私言いましたが、それでいいでしょうか。

○長島邦夫議長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 消防のホースの格納庫、ちょっと予算的に大体4万円ぐらいというふうに見ておりました。大蔵から要望があるのが今1基でございます。そのほかに予備費というお話を議員さんされましたが、そのほかに2台ぐらい、今回は改めて、もし要望があればということで、予備にという形で予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時52分

再 開 午後 4時06分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉場議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項1の消防行政についての再質問からです。

吉場道雄議員、どうぞ。

○7番(吉場道雄議員) 自治消防団活動事業の中で、消防の格納ホースの問題がちょっと出ましたので、格納ホースの町の考えですか、今までは消火栓のところに、格納ホースをここに常時設置してありましたけれども、時代とともにそれが悪くなりまして、それを撤去したり、やはり一番それが問題になったのは、安全、安心な面で、やっぱり訓練をしないで使用するととんだ間違いが出てくるということで、嵐山町には格納ホースは要らないということで、そういう方向で今まで来ておりました。

しかし、今回、格納ホースを設置して、自治消防のために設置するわけですが、訓練が何かするためだと思いますけれども、本当に、火災が起きた場合、消防自動車が行ってもだめなわけです。水利のところにいなくてはいけません、本当に、そこに置いてあっても、1本や2本では全

然戦力にはならないと思うし、それより問題なのは、訓練を知らない人が、そのような火災現場のときに、頭が真っ白になっているところで使用すると危険を伴うわけなのですけれども、私はそういう格納庫は必要ないと思います。

もし大蔵地区で使うのだったら、今嵐山町には国指定の文化財が3つあります。杉山の城址ですか、あと旧の日赤庁舎跡、また大蔵の向徳寺ですか、あの中には銅像阿弥陀如来ですか、及び両脇侍立像ですか、それが非常に貴重なものが入っているわけなのですけれども、そういう守るための訓練とか、そういうようなところに、もしだったら、消火栓をつけるのだったら、消火栓じゃなくて、そのような格納倉庫ですか、消火栓の、それをつけるのだったら私はいいと思いますけれども、私は、これからあと2基予定しているわけなのですけれども、多分大蔵地区ではないかなと思いますけれども、私はつけないほうがいいと考えているのですけれども、町の考えをまた伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど申しましたけれども、町の基本というのは、常備、非常備、これでいこうということで、皆様方もご協力、ご支援をいただいて、そして消防車も新規購入とかを図って進めておるわけです。ですので、その後の購入は変わりはありません。

しかし、この時代になって大震災があってから、地域を守ろうという、この考え方というのが急速に伸びてきているわけです。そういうものに水を打ったようなことはできないので、うちのほうでやるよ、やりたいのだというようなことには、そういうような説明をしながら、簡単に、消火栓があるから水が出るのではないですよということも理解をしていただいて、そして地域で訓練もしていただいたりということは話をした上で設置をしていく、こういう方向で、今までと同じ方向でございます。

ただ、地域を守るとか地域のどうするとかというのが、例えば掲示板の問題もあるのです。掲示板があるわけですがけれども、それも古くなって使い物にちょっとならないような状況がある。別にそれを取り外してもらってもいいですよというところと、ぜひそれを新しくしてもらいたいという区があるのです。やっぱり新しくしてもらいたい、そしてこういうものを周知していきたいという考え方のところには掲示板を新築する予算もつけていこうではないかと。地域がそういう形であるのなら、そうしようではないかということで、町でも、地域経営という原点と、そして地域の皆様の地域を思う気持ちが強い、そういうようなものには、地域の皆さんともう一度しっかり話をした上で予算づけをしていったらどうなのだろうという方向で今考えておりまして、基本はそういうことで変わりはありません。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 考えはわかりました。やはり、練習しないですと

けがのもとになると思いますので、それだけは十二分に気をつけて、そういうところは指導してもらいたいと思います。

また、運転免許の関係なのですからけれども、何人かここに、今、新しく入団しても入れない人が何人かいるということなので、私の聞いたところによりますと、消防団に入団して新たに免許を取った人というのは聞いておりません。平成 19 年だから、これからはそういう人がどんどん、どんどんふえてくると思いますけれども、消防に入らなければこのようなことは全然関係ないわけなのですから、消防に入ったおかげで、免許、車に乗れないわけなので、これある程度そういうところも優遇して、町のほうである程度、補助制度みたいなことでやっていけたらどうなのかなと私は提案しますけれども。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 新規に消防車を購入するときに、消防審議会のほうにその話はもうしているのです。この消防車を入れると、中型免許証がないとできないのですよというのはわかった上で、それでも購入しようということで、車種を選考、選定をして申請が出て、それでご了解がいただけてやってきたというような状況なのです。

それで、今こういう状況だから、免許証のほうまでこういうふうに制約が出てしまうと、団員確保はさらに難しいよという話もしているわけですがけれども、実際消防のところに携わっている人たちから見ると、この消防車よりこの

機能がついたこっちでないかというのはやっぱり出てきてしまうのです。そうすると、この消防車は中型免許がないとだめなのだよというようなことが、消防団にかかわる人というのはすべて知っているわけなのです。ですので、今言ったように、そういうこれからの状況も踏まえて、消防団員、また消防審議会の、あるいはそういう関係する人たちに相談していただいて、どういうふうにしたら非常備消防が永続的に活動できる体制がとれるのか、そういうことも含めてこれから町としては考えていく必要があろうというふうに考えています。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) よくわかりましたけれども、私も消防団の経験があり、一たび火災が発生したときには、仕事をなげうってでも火災現場に向かい、活動してきたことを経験したことを覚えております。

消防精神というのは、よく消防精神といいますけれども、自分たちの町は自分たちで守る、それに誇りを持って活動するのが消防精神でありまして、本当に危険に冒される可能性もあります。また、昨年起きた東日本大震災ですか、消防団員の殉職者が252名おります。消防団に入りますと、その原因なのですけれども、やはり災害時のマニュアルだとか、やっぱり自分の任務というのがあると思うのです。それを全うするために消防団員は活動するわけなのですけれども、そういう中で、津波が今回心配されたわけで、水門の閉鎖ですか、また避難誘導、また救助、火災活動等で252名の団員が

亡くなっているわけなのです。やはり、大災害になりますと、本当に、自分たちも消防精神にのっとり行動して、きっと自分を忘れてしまうことがありますけれども、ぜひとも、先ほど言った消防団確保も含めて、免許の新しい制度を前向きに考えてもらいたいと思います。これは要望にしたいと思います。

次の2番目なのですが、町道1-1の整備についてなのですが、町道1-1号線は町の重要な幹線道路で、滑川町、東松山市と深谷市、熊谷市方面を結ぶ広域的な道路であります。沿線には、県立の病院、福祉施設、また工業団地、ゴルフ場が立地し、インターチェンジ開通後は年ごとに交通車両が増加しています。道幅が狭く、途中にはため池があり、地域住民は危険な状況にさらされております。安全確保するために、U字溝などを入れ、道幅を広くするなど整備ができないか伺いたいします。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目2についてお答えいたします。

町道1-1号は、深谷市、熊谷市、寄居町方面からの抜け道として利用され、通過交通が大変多い状況にあります。この道路は、確かに県道側は土地改良事業により築造された農道でございまして、幅員は狭く、土側溝であり、すれ違いも大変な状況にあると思われます。この道路は、深谷市方面との連絡道として位置づけられておりまして、重要な幹線町道であり、公益的

な役割を持った道路として整備する必要があります。したがって、今後どのように整備していくのか慎重に検討し、計画してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) では、再質問なのですが、道路整備なのですが、道路整備にはいろいろ区長さんの要望がいっぱいあると思いますけれども、やはり、これはできないもの、できるものというのはどこで判断するか、これはわかりませんが、ある程度、町の決まりとか町のルールみたいな、ここにもしあったらお聞かせしてもらいたいのですけれども。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 道路というのは、安全に人が通れるように、そのことが最優先というような考え方ではないのです、警察の考えは。通すべき道路、幹線道路というのはどんどん、どんどん行けということなのです。ですから、信号もそんなにつくらない、横断歩道をつくってくださいと言っても、なかなか横断歩道ができない。そのかわり、裏通りのちょっと狭いところというようなところというのは車を通さないでいい、大型車交通止めだとか一方通行にしていよとかいうようなことがあるのです。道路によって、考え方、使い方というのは違うのだというのが基本的な警察の考えだと思うのです。ですから、横

断歩道をつくってくださいとか信号をつけてくださいと言っても、なかなかつけてもらえなかったりとか線を引いてもらえなかったりというのはあるわけですが、そういう基本的なものがある。町の考え方もそうだと思うのです。やっぱり、道路を通すべきところは通す、車を通さないところは通さない、できるだけ人が安心して通れる道は確保していく、この2本立て。

それともう一つ、くどくなりますけれども、これからの人口構成というのを見たときに、この前もちょっとお話をさせていただきましたが、トラック輸送、輸送量のあれが平成2年度から減っているとか、それから旅客、乗用車で客の移送、何かに乗ったまま移動する、これが国全体の数値というのは平成に入ってから減っているというようなことで、全体の車の状況というのは減っているのです。そういう状況を踏まえたときに、嵐山町の中では、道路をどんどん広くして、側溝をつけて広くして、側溝つけて広くしてというようなことを車のためにやっているのがいいのか、あるいはどこで、先ほど言ったような自転車あるいは歩行のところに力を入れるのかというのは、これから将来的なことを考えた上で、やっぱり皆さんと知恵を絞っていく必要があるのではないかというのが道路行政の基本というふうに私は考えています。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 今、町長から町の考え、また警察の考え、ちょっと聞かせてもらいました。幹線道路はやっぱりどんどん通して、重要な部分はどんどん通して、将来的なことも考えて道路を計画するということも言ってお

られました。

1-1号線は、東松山方面、滑川町方面から深谷市、熊谷方面を結ぶ極めて重要な道路で、1級町道でもあり、川本工業団地へ行く人、また逆に花見台工業団地へ来る人、県の施設も3つあります。また、ゴルフ場もあり、交通量も非常にふえておりました。一番、今、先ほど将来を考えてというのは、これからなのですけれども、ここは明戸橋建設促進期成同盟ですか、ここに参加して、第5次総合振興計画の中でも計画道路ということであつております。このような重要な幹線道路こそ早く整備するのが必要と私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 課長が答弁をさせていただきましたように、どのように整備を行うのか、慎重に検討して計画をしていきたいということで、基本的な考え方の上に乗って、今お話しのようなことも検討しながら計画をつくっていきたいというふうに考えています。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) この道路なのですけれども、将来的にも早く整備をして、嵐山町はこうなのだということで明戸橋の期成同盟のほうにも呼びかけながら、早く整備をしてもらえたらと思っております。これは答弁要りませんけれども。

次に、3番目の新規就農と観光農業の振興策について質問いたします。

新たに農業を始める45歳未満の人を対象に最大1,050万円を給付する政府の就農支援制度に希望者が殺到しており、3月末時点で約1万5,000人が利用を希望し、早々に予算が底をつく可能性が出てくるというが、町はこのような就農支援制度をどのようにとらえ、どのように利用しているかお伺いいたします。

また、休耕地、耕作放棄地を利用し、観光農業を進めているが、基盤となるもの、トイレ等の整備が一番の問題であるが、どのように考えているのかお伺いいたします。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

まず、就農支援制度の概要でございますけれども、県が事業主体である青年就農給付金という名称で、就農前の研修期間で最長2年間、年間150万円給付される準備型と、市町村が事業主体で、最長5年間、年間150万円給付される経営開始型の2種類がございます。ともに、就農開始時の年齢が45歳未満で、農業経営者となることに強い意欲を有しており、独立、自営就農が主な要件とされております。

準備型は、研修に関しまして、県が認めた研修機関、先進農家等で1年

以上の研修をすることとされております。経営開始型は、準備型との共通要件のほかに、経営開始5年後までに生計が成り立つ実現可能な経営開始計画を立てていただき、地域の中の中心経営体として町に位置づけられることが要件となっております。以上が簡単な制度の概要になっております。

町では、このような制度をぜひとも活用したいと考えており、就農相談をお受けするために農政推進員も設置し、新規就農の支援に努めているところでございます。なお、青年就農給付金の話とは違いますけれども、5月の農業委員会におきまして、新規に法人1、個人1の方々に農地の利用権の設定を決定していただきましたが、用地の確保や相談等、新規就農者に対し積極的に支援しているところでございます。

次に、休耕地、耕作放棄地を利用した観光農業について、基盤となるものということでトイレを例示されてございますが、まず観光農業を運営する際のトイレの設置について、町が支援することも可能ではあると思います。しかしながら、現状では、観光農業は季節が限定されておりますので、設置費用や維持管理に対する費用などの負担がふえ、経営に影響を及ぼすのではないかと危惧されております。現時点では、利用客の状況等、様子を見ていただくほうがよいのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 再質問させていただきます。

この制度なのですけれども、今年から始まった制度で、8,200 人分の予算がここに計上されているわけなのですけれども、もう既に1万 5,000 人ですか、の申し出があるということなのですけれども。また、平成8年から 45 歳未満で就農していることも該当になるということが書いてありましたけれども、町ではこのような情報をいつごろから知って、ある程度就農できるような人を対象に宣伝したのかどうか、一応周知したのかどうか、それを答弁をお願いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 これは具体的にお話ししますと、人・農地プランの位置づけということになるかと思います。今年の2月ごろから、そういった方向性というのは情報としてつかんでございます。

ただ、具体的なこの説明につきましては、5月 17 日に県で、また6月6日に比企管内の担当者を集めて具体的な説明を受けたという状況でございます。受けて、これから内部でまず協議をして、人・農地プランの作成をどのようにしていったらいいのかというのが、今年度と来年度ということで、2年間にわたってつくっていくというような情報でございまして、早ければ早いほどいいのかなとは思っておりますけれども、これから、いずれにしましても、そういったプランの策定、エリアのとり方から始めて、そういったものを研究してご相談していきたいと、このように考えております。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 今の時代、就職するにも、やはり仕事がない人が結構ふえていると思うのです。そういう人たちに早くこのような制度があるのだということを、これは2年間学校へ行って研修してもお金がおりの制度になっておりまして、5年間またおりの制度になって、これは、今嵐山町の営農指導員がいますけれども、その営農指導員を活用しながら、農家の人に対してわかりやすく説明して、一人でも農業に従事する人を、就農してくれる人を探してもらいたいなと思っております。

あと、それは答弁はいいですけれども、ある程度、観光農業を始める人に対しては、やはり観光というと男女が来ますけれども、女性に対しては、ある程度、仮設トイレよりか、ちゃんとしたトイレのほうが受けもよいし、そのようなトイレを望んでいますけれども、やっぱりコストが高いということで今言われましたけれども、それはそのとおりなのです。それを知っていて町はどういうふうにしていくのかなということでありまして、トイレをつくるには、こういう農業をしたほうが、また期間限定ではなく、年間通してこういう農業をするのではないかということも、営農指導員が地域の農家と協力しながら前向きの方でいくことも、これからの嵐山町の農業を育てる意味では必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お話しいただいたとおりだと思います。

嵐山町に必要なのは、今まである観光農業というか、そういった分野でいきますと、私の頭の中にあるのはあくまでも季節的なもので、通年的なものがないということでお話をさせていただきましたけれども、今後は通年観光農業ができる、そういった経営者が出てきていただくことを切に願うものでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 観光農業だけではなく農業全般なのですけれども、今回、農業推進員ですか、設けているわけですが、農業推進員をフルに使って、嵐山町の農業を前向きな方向に進めてもらいたいと思うし、農業に対しては新しい補助金制度もいっぱいあると思うのです。自分たちで勉強すれば、ある程度そのような制度も中にはあるのではないかなと私は思っております。そういうところも、営農指導員ですか、農業推進員ですか、利用しながら、農家ともっと話し合う機会を設けてもらう方法は私は一番最高だと思いますので、考えをお伺いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 もちろん、私どものほうの窓口、電話等でのご相談等もお受けしてございます。ケース・バイ・ケースということで、いろんなことでご相談を受けているのは現実でございます。ただ、お話しいただいた

ように、農政推進員の方にもっともっとご活躍いただくというようなことも考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) わかりました。これからも、農業推進員を中心に、農家と話を設ける機会を多くつくってもらうことを要望して、私の質問を終わりにします。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 清 水 正 之 議 員

○長島邦夫議長 続いて、今定例会最後の一般質問は、受付番号 10 番、議席番号 10 番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の水道行政についてからどうぞ。

〔10 番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。端的に答えていただければいいかなというふうに思います。

2つの問題について質問をいたします。まず第1に、水道事業についてであります。3月議会の中で、副町長が水道料金の見直しの質疑の中で答弁を行いました。水道会計は、22 年度末、23 年3月 31 日現在での純利益が 9,700 万円、これは本年度と書いてあるのですが、24 年の3月末で

3,355 万円という純利益が上がっています。同時に、3月議会の質疑の中
でもありましたけれども、内部留保資金が 11 億円残されているということで
あります。3月議会の中で答弁があつた水道料金の引き下げについての内
容、時期についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、口径別料金についての、とりわけ 13 ミリ、20 ミリの一般家庭
に対する対応についてあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

水道料金の引き下げの時期についてですが、現行の水道料金につきま
しては、平成 20 年4月に改定を実施後、4年が経過をしております。料金改
定後も毎年 8,000 万から1億円程度の利益を計上することができており、3
月議会におきまして答弁させていただきましたとおり、平成 24 年度中に今
後の水道料金の検討を行い、25 年度をめどに料金の見直しを行っていきた
いと考えております。

2番についてです。工業系のほか一般家庭への引き下げについてです
が、嵐山町では、平成 17 年度に工業系の事業者が多い 25 ミリ以上の大口
需要者の値下げを行い、平成 20 年度に 20 ミリ以下の小口需要者の値下
げを行いました。水道料金につきましては、特定の業者の料金を高く設定し
たり、また格安に設定したりするということとはせず、公正、妥当なものでなけ

ればならないと水道法に定められております。今回の水道料金の見直しにつきましては、需要者間に不公平が生じることのないよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 水道事業について一括して再質問を行いたいというふうに思います。

25年度をめぐりに料金の見直しを行うということでありました。具体的にはどういう形での改定を行うのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 またくどくなりますけれども、嵐山町の激変が予想されている人口構成、そしてそれらを考えた中での状況を考えて、持続可能な水道事業会計が維持できるようなことを思いながら、現在の中で値下げが可能かどうか、それにはどこかのところがどれだけ下げられて公正が保たれるか、そういうことも今年度検討しながら進めてまいりたいと考えています。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、ちょっと課長のほうにお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、今年度、下水道事業として浄化槽の事業が始ま

ります。浄化槽については、下水道料金を無料にするという説明会の内容でありました。下水道料金は、水道料金によって下水道料金を決めるということになっていると思います。

そこで、下水道料金を無料にする時期は、今、さきの一般質問の中では270世帯が見積もりをとっているという話がありました。下水道料金が無料になるという時期はいつから1年間なのか、それをまずお聞きしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

清水議員さんのお尋ねは、浄化槽事業の転換、新たに合併処理浄化槽にかえていただいた方への1年間の下水道料金ではなくて、浄化槽の使用料金のことだと思うのですが、使用料金の無料化のことだと思うのですが、これにつきましては、合併浄化槽に設置がえをしていただいて、使用開始になった時点の最初に来る水道料金、水道の使用量に基づいて使用料をいただくことになっていますので、水道の検針月が各月で行われます。それを最初に来る検針日以降からが対象ということでございますので、その設置をして1年後の、例えば5月に設置をしていただいて、来年の5月の設置日以降初めて訪れる水道料金の検針日が使用料の起算日、賦課をさせていただく基準日と、そういうことになります。最大ですと、だから2カ月ぐ

らい差の出る方もいらっしゃるかと思うのですけれども、そういうふうな時期から使用料を賦課させていただく、そのような予定になっております。

それと、270 軒の件につきましては、この中には寄附の申し込みをしている方もございますので、今お話し申し上げましたのは、合併浄化槽に切りかえていただく方、転換をしていただく方のみに1年間使用料を無料化すると、そういう内容となっております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そうしますと、今町長が言われたように、25 年度をめどにというのは 25 年の4月からということでもいいのだと思うのですけれども、24 年度中はその料金改定については検討すると。下水道の使用料についても、実際に発生するのは 25 年度からという考え方でいいのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

25 年度の途中からというか、その設置した日によって、その方によって違いますけれども、25 年度中に賦課が発生をしてくると、そういうことでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そうすると、調整区域については、下水道の使用料については無料になると、浄化槽の使用料については無料になると、25年度の発生月からですね。今町長の答弁にあったように、25年度の水道料金についても引き下げを行うということになるわけですね。

1つは、今度の浄化槽との絡みでいえば、一般家庭の人がどうなるかということがちょっと気になるなというふうに思うのです。水道料金の体系からすれば、21ミリから30ミリの超過料金が割かし高いのかなと。それから、同じく大口加入者ということでは、50ミリの部分が高くなっているのかなというふうに思うのですけれども、とりわけ一般家庭についての料金体系の見直しというものをどう考えているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっと技術的なお話ですので、私のほうからお答え申し上げます。

今清水議員おっしゃるように、大口が高いというのは前から言われておりまして、工場誘致をするためにもうちょっとその辺を考えなければいけないのではないかというのが1点ございます。

そして、先ほど町長の答弁にもありましたように、何年か前に小口の値下げを行いました。特に基本使用料を1カ月、今まで10トンだったものを5トンにして、その部分の引き下げを行っておりまして、これは比企郡市でも

嵐山だけです。

それと、料金体系を見ていきますと、今清水議員おっしゃるように、使用する量によって高く設定がされているというようなこともございます。これは当然のことですけれども、できるだけ節約をしていただくための、いわゆるたくさん使ったほど高くなるという今制度になっているわけなのです。したがって、その辺を今全般的にどうしたらいいかというのを検討を始めているところです。いずれにしても、先ほど町長がお答えしましたように、大口もいわゆる小規模も全体的に見直しを行っていきたいというふうには基本的に考えております。

それで、先ほどの合併浄化槽の使用料ですけれども、転換した人に対して使い始めてから1年間ということでございますので、これは転換するのに、埼玉県が1年に限って町に補助金を出すということですから、それを進めるための一つの施策ということで今度提案をさせていただいたものでございます。したがって、水道料金については、先ほど申し上げましたように、近隣の状況等も今調査をしながら、どういう形で値下げをしたらいいのかと、そして水道事業で取り組まなければいけないまだ幾つかの課題が残っておりまして、その辺に幾らぐらいお金がかかるのかというものも今検討を始めておりまして、できるだけ早い時期に一定の方向を出していきたいなというふうには基本的に考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) それでは、ちょっと確認をしておきたいのですけれども、25 年度の料金の見直しについては、一般家庭も含めて見直しを行うということでもいいのですね。その内容についてはこれから検討していくのでしようけれども、いずれにしても、25 年の4月から実施に移せるということでもいいのかどうか確認しておきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 そのように考えています。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) できるだけ早く出していただきたいという、検討いただきたいというふうに思います。

次に移ります。国民健康保険の問題です。以前、町長は、所得年間 100 万円の人についての保険も含めて、国民健康保険の保険税についての負担感が非常に大きいというお話がありました。

厚生省は、法定減免について、7、5、2の軽減を町の判断で行えるという方針を出しました。郡内でも実施をしている町村があるわけですが、嵐山町はまだやられていません。そこで、この法定減免についての実施をする考え方があるのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

2つ目は、一部負担金の軽減の条例をつくっていただきました。実は先

日、使えそうかなという人とちょっと話をしたのですが、非常に手続あるいは条件が厳しいというか、面倒くさいというか、そういうことがあって、なかなかこの条例だと、せっかくつくっていただいたのですけれども、使い勝手が悪いなというふうに思うのです。この要件緩和をしていく考え方があるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、質問項目2の小項目(1)につきましてお答えいたします。

清水議員様もよくご存知のとおり、国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税は、低所得者への税負担の軽減措置として、被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、その賦課額を所得に応じて減額する軽減措置があります。現在実施している6割軽減、4割軽減の減額措置を7割軽減、5割軽減、2割軽減への見直しについてお答えさせていただきます。

国民健康保険の状況は、高齢者の増加と低所得者の加入割合が多いなど、財政運営が大変厳しい状況にあります。軽減措置の見直しにつきましては、以前にも一般質問がありました。そのときに答弁させていただきましたが、国民健康保険税の税率改正を行う時期に、6割軽減、4割軽減の軽減措置を7割軽減、5割軽減、2割軽減へ変更したいと考えております。

次に、小項目(2)、一部負担金軽減の要件緩和につきましてお答えいたします。被保険者が医療機関において必要な保険診療を受けた際、医療機関の窓口において3割または2割など、決められた負担割合により自己負担額を支払うこととなっております。その一部負担金について、災害により死亡し、身体に著しい障害を受け、または資産に重大な損害を受けたときなど、本来負担すべき一部負担金について、申請により減額及び支払いの免除並びに徴収猶予を行うことができますとなっています。国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予につきましては、平成21年10月1日から施行されておりますが、当面要件緩和の考えはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 法定減免についてはやりたいという考え方はあると、ただし税率改正のときということで、税率改正がいつ行われるのかというのはよくわかりませんが、そのときに合わせてやりたいということです。

今、国保会計、非常に大変な状況にはあるなというふうに思うのですが、税率改正が、どういう形で税率の改正になるかというのも一つの大きな問題になってくるのだと思うのですが、法定減免の絡みでいえば、税率改正の絡みでいえば、嵐山町は埼玉県の中でも、法定繰り入れ以外の繰り入れ、一般会計からの繰り入れをやっていない、数少ないというか、幾つもないので

すね、やっていない自治体というのは。ほかの自治体というのは、それをやることによって保険料を抑えようという形で一般会計からの繰り入れをしているわけですが、嵐山町はそれがやられていないというふうに思うのです。税率改正の面でいえば、そののところがまず先に私はやるべきではないかなというふうに思うのです。

例えば私たちの資料でいえば、所得 200 万の人が年間の保険税が 26 万 7,800 円、13.4%になると、所得 300 万の世帯でも 35 万 7,800 円、11.9%に当たるという点を考えれば、今の状況からすれば、どれだけやっぱり税額を抑えるかというのがまず税制改正の上では必要になってくるというふうに思うのです。

もう一つの資料として、所得別の滞納世帯、私たちの資料の 2012 年 4 月 1 日現在で、100 万未満の人が 252 世帯、100 万から 200 万の人が 128 世帯、200 万から 300 万が 70 世帯、低所得層、所得の低い人ほど滞納世帯が多いというのが状況としてはあるわけです。そういう点から考えても、税制改革、税制改正を行うという物の考え方として、どれだけ低い、あるいは負担の少ない改正が行われるかというのは、被保険者からすれば重要なことかなというふうに思えるのですけれども、その辺の考え方についてお聞きをしておきたい。いつ税制改正を行う考えがあるのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

◎会議時間の延長

○長島邦夫議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、お答えいたします。

国民健康保険の抱える構造的な問題ということでお話をさせていただきたいと思います。国民健康保険が抱える問題としましていつも言われていることが、年齢構成が高く、医療費水準が高い、これが1点です。それから、他の保険組合、健康組合等と比べると所得水準が低いというところ言われている、それに伴いまして、今議員さんがおっしゃられた保険料負担が重いという考え方になっているかと思えます。それと、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在が多いということなどが、国民健康保険の抱える問題ということで、その中で、おっしゃられているように、低所得者の割合が多い中で割かし国保税が重く感じられているというふうになっているかなと思います。

それともう一つ、いつごろこの税の改正を考えているのかということでございますけれども、今、国の方で社会保障と税の一体改革の議論がされており、それとともに、国や県が考えていることは、今まで県が保険者とな

るのかなというふうに思っておりましたけれども、そうではなくて、保険者を広域化する中で、県と構成する市町村で保険者となるような考え方で進むのだというのでも示されているかなというふうに思っております。保険者を県単位でまとめよう、広域化しようという考えの中で今進められているのが、国保税の税率を4方式から2方式に持っていくのだというのが国、県が示されているところでございます、それに伴いまして埼玉県では支援方針というのがつくられておりまして、埼玉県の支援方針に基づきまして、今現在、税の4方式から2方式へどんどん移行しているという状況でございます。

埼玉県が作りしました広域化支援方針は平成22年の12月22日に策定されまして、その対象は、平成22年から平成25年の3月31日までが第1期でございます、現在第2期を2年間ということ考えていると、次の支援方針を考えているというふうに聞いております。そういう流れの中で、4方式から2方式にしていく時期についても、県の中では指針が定められているというか、今後、第2期の中ではもっとはっきりとした、この時期までに2方式にしていくのだというのは示されるのではないかなと今思っているところですが、今年の1月に、比企郡の国保の担当者の課長と、それから県の課長を交えての話がありまして、その情勢を踏まえた話ですけれども、一応比企郡としましては、平成26年度に2方式に持っていってどうかという考えがあるということでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 多分、国保の広域化の話だと思うのです。そういう面では、東松山はもう2方式に移したと思うのですけれども、そういう流れが全県的に広がってきているのだろうなというふうには思います。

いろいろ課長のほうで話がありましたけれども、そうすると、26 年度をめぐりに嵐山町としては2方式に切りかえて税制改革を行うという考え方でいいのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 第1期の県の支援方針が25 年3月 31 日で切れるわけです。第2期の支援方針が今策定されているところですが、25 年度から26 年度の2年間ということで第2期を考えているというふうに聞いておりますので、その第2期の中で進められたらいいのではないかとこのように思っているところです。

ちなみに、今現在、平成 24 年度の状況ですけれども、7割、5割、2割を含めた、そういう取り組みのところで申し上げますと、7、5、2に変えた市町村が38、6割、4割の軽減が25 年です。38 と25 年です。その中で、県内63 保険者のうち11 市町が2方式に変わりました。残りはまだ4方式でございます。その11 市町の構成割合ですけれども、被保険者の割合は埼玉県全体の40%以上という被保険者の数になっておりまして、今後2方式は避けて

通れない問題かなというふうに思っています。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 町長にちょっとお聞きしたいと思います。

2方式にすると、結局、世帯割と所得割という形になってくるわけで、所得の低い部分の人たちの影響というのは非常に出てくるのです。そういう点では、以前町長も、国民健康保険については負担感というものは非常に感じるという話をしたわけですが、先ほど言ったように、所得に対する保険税の比重というのですか、占める割合が非常に大きいと。まして、200 万以下の場合は 13.4%も、年間の保険料の所得に占める割合が 13.4%も高くなっているということからすると、そういう人たちに対する配慮というか、そういう負担感をまずどう解消するかという問題と、早く、税制改革を待たずして、先ほど課長の答弁にもあったように、7、5、2のほうを実施している市町村のほうが多いわけですから、税制改革を待たずして、それにまず踏み切ると。それは町が決めれば実施に移せるわけですから、税制改正を待たなくても実施に移せるわけですから、早く移すという考えはないでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 課長のほうから細かい点を説明させていただきました。

そして、基本は、負担と給付、いつも言っていますけれども、これきりない

のです。それで、今この制度を改正しようかとかなんとかという話が、広域化しなくてはとか2方式にしなくてはとかということが話が出ているわけですが、これも結局負担と給付だけなのです。ですから、いかに持続可能な今の国保の体制を維持していくか、これにかかっているのだと思うのです。

ですから、清水議員さんおっしゃるように、どの方向に早くしないとか、これがどうだとかということもありますけれども、一番の根本というのは、持続可能な国保の今の体制が維持できるようなことに早くできないとということが基本中の基本だと思うのです。ですから、それを行うのには、前から答弁させていただいているように、改正があったときにそういうものも一緒に見直していこうということでございます。

それともう一つ、嵐山町だけ一般会計の繰り入れが少ないという話でございますが、国保の特別会計というのを、議会の皆様もそうですけれども、町民の皆様が理解をして、そしてそれを肅々と守ってきた成果がここのところに出ているのだというふうに思っております。ですから、これが全体で、今度、こういうふうに広域だとかいろんなものになったときに必ず町民のためになるのは、これは間違いないのでありまして、今の状況が維持がされれば、町民のため、町のためにはなるのだというふうには思っております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 町長言われるように、持続可能な制度を維持するのだというふうに言われますけれども、それを放棄したのは国ですよ。

国そのものが補助金を、要するに負担金を減らしたために、市町村の国保財政が大変になってきているということが最大の要因だというふうに思うのです。

しかし、そうはいっても、なかなかそれは復活できないというのが今の状況であるわけですが、ただ、そういう中でも、被保険者の立場からすれば、嵐山町は資格証明書が 14 件、それから短期保険証の発行世帯が 75 世帯、窓口のとめ置き数が 105 件で、そのうち5件は居所不明というふうに私たちの資料には載っているのです。そういう面からすれば、受けられる部分がなかなか受けられないというか、基本的には短期保険、資格証明書をもらえば受けられるわけですが、それもなかなか税の問題等もあって受けられない人たちが出てきているという点もあれば、早くそういう人たちを解消するためにも、法定減免を早く7、5、2に切りかえるというのも一つの方法なのだと思うのです。先ほど言ったように、それは町の判断で、税制改正と一緒にではなくてはできないということではないわけですね。そういう面では、私は早くその切りかえを税制改正を待たずして実施をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 基本的なことは申すまでもなく、議員さんご理解しているわけですが、国保の中でそういう問題が出てくるというのは、国が、

先ほど課長のほうが答弁しましたがけれども、構造的な問題というのは国保の制度が抱えてしまっているのです。そういうをつくったのは、国がつくってしまっているわけなのです。それで、後始末は地方がやれというところに来ているわけです。だけれども、そののところがこういうふうに地方ができるわけがないのです、国がそういう状況でやって。ですから、今の状況を早く国のほうできちんとしてもらってやったら。

1つ、周りのところがやっているのというのは、一般会計からどんどん、どんどん入れているわけです。しかし、国保の中がそういう状況だからというので許されている部分もあると思うのですけれども、ある人たちは言っているのです。国保の中の加入者というのは何%なのだ、世帯は何%なのだ、それを一般会計で、関係ないところから集まったお金をこのところの人たちにやっているというのは、表に出ないですけれども、現実問題としてあるわけです。ですから、そういう不公平というものはやっぱりこれからつくらないような形で、今の改正を早く国のほうでやってもらう。嵐山町では幸い、先輩方がそういうところを守りながら、議会の皆様の応援をいただきながら今までの国保特別会計というのを守ってきている、そういう状況ですので、嵐山町でもこれから、もう少々になると思うのですけれども、そのあれを守っていければというふうに思っております。ぜひご理解いただきたいと思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) どうしても町長と話していると国の話になってし

まうのですけれども、では反対に、社会保険は、今、政府管掌って言わないのかな。政府管掌にしても組合健保にしても、半分は事業所負担として持っていますよね、会社のほうが。同時に、では国民健康保険の事業者はだれかといったら、やっぱり町です。町が事業者です。

それは、確かに町長が言われるように、国がそういう形で、国民健康保険そのものが一番後にできてきたという制度上の問題もあるだろうし、先ほど課長が言われているような、だからこそ国民健康保険が一番大変な部分をしょってしまっているという部分もあります。だから、自営業者たちの健康をどう守っていくか、それが国民健康保険ですから、そういう面からすれば、町が事業者です、事業主なのです。その部分に光を当てていけば、町がどれだけ被保険者に対して軽減を図っていけるかというものは町が考えなければならぬのではないのでしょうか、どうでしょう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 言葉を別に返すわけではないのですけれども、特別会計制度なのですよ、国保の。一般会計と一緒にやりなさいということではなくて、国保の特別会計、これだけはこういうふうにやりなさいよということを国が決めてやっているわけです。その中でどうやるかというのが町、市でやっている状況でありまして、嵐山町では、先ほどから話をしているように、先輩方がしっかりとこの特別会計を守ってきたという状況ですので、今どうこうす

ということではなくて、このまま守らせていただければというふうに思っております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今回の議会の一般質問は、町長に対する、次期を担う姿勢が多く議員から出されました。そういう点では、町長の姿勢そのもののものに、これも前から聞いている話ですけれども、どう住民福祉あるいは住民の命を守っていくかという点からすれば、やっぱり保険料をどれだけ抑えるか、保険証のない、交付しない世帯をどれだけつくらないでいいのか。まして嵐山町は、嵐山町もなのですけれども、これは滞納処分として、何だっけ、言葉が出てこないのですけれども、滞納処分として実施するようになりましたよね。

これは、資産があるかどうか分からないのですが、そういう滞納者に対する、今まではほとんどやられていなかったと思うのですけれども、滞納者に対する差し押さえなんかも出てきているという面もここ数年出てきました。そういう面では、それこそ住民の健康や命や生活を守ってくという点では、どれだけ保険証の、私は、無条件で全部、今までも言ってきましたけれども、保険証なんて無条件で交付したほうがいいという話もしてきましたけれども、そういう医者にかかれなような状況、かかりにくいような状況はつくらないというのがやっぱり基本なのだと思うのですけれども、そういう面では、今度の税制改正を待たずしてやはり法定減免を、繰り返すようですけれども、法

定減免を実施するという考え方はないのかどうか、改めて最後にお聞きしておきたいというふうに思うのですが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 端的に申しまして、今考えはございませんということなのですが、基本は、何度も申しておりますけれども、制度がこういう制度で、しかも持続可能でない制度になってしまっているという、しかもそれを各市町村におっつけられているような状況があるわけです。だから、大変厳しい状況になってきている。

そういう状況の中で、いかにどうしたらいいのかというのが行政の中で一番苦勞を、議員がおっしゃるような状況もあったりするわけでありますので、町としてできることをどうしたらいいかということで、全体を考えて、できるところで何ができないか、このところだったら何がどうなのだろうというようなことで、学資の関係だとか学級費の関係ですとか、水道料金が考えられないだろうとか介護保険はどうなるのだろうとかというような、全体を考えて町の中でできる対応を町民のためにとっていく、今嵐山町でできるのはそれだけかなというような感じで思っております、何かいい返答はできないわけですが、そういう広い範囲で、感じて、それでしかもこの制度が維持できるような感じ、そして嵐山町のためにはということを見ると、そういう方向かなと考えております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 私は、行政の中で命を守るというのが一番大切なことだろうなというふうに思います。

そこで、次に移ります。一部負担金の軽減の話です。要件緩和等は考えないということですけれども、課長にちょっと先にお聞きをしておきたいのですが、この一部負担金の減免あるいは猶予を受ける手順というものをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、お答えいたします。

一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要綱というのがございまして、その中でいきますと、申請に基づいてしていただくことになります。その申請には1番から6番までの書類が必要になっておりまして、1番としまして、療養を担当する医師の意見書、2番としまして、収入の申告書、3番としまして、資産の申告書、4番としまして、同意書、5番としまして、家賃、間借り代、それから地代証明書、それから6番としまして、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類、以上を用意していただきまして申請をしていただくということでございます。申請に当たっての、とりあえず申請の内容だけにさせていただきます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) この要綱については、全県的にも非常に、対象と
いうか、高く設定をしていただいたのです。そういう面では評価をしておきた
いと思うのですが、今課長が話したように、生活保護を基準にしていますの
で、手続が非常に大変なのです。今話したとおりです。

では、一部負担金の軽減あるいは猶予に該当するような人がいても、外
来では間に合わないというふうになっているのがこの要綱だと思うのです。
外来に行って、恐らく該当するだろうという人が医者にかかったときに、それ
はすぐには一部負担金の減免や猶予に該当するということはないのです。
その辺、なぜ外来がそういうふうな形でかかれないかというのは、先ほど課
長が言った手順を踏んで、該当するかどうかの調査をして、それから該当し
ますよと町からその通知を受け取らなければ、これは該当しないのです、効
力を発効しないのです。それでは、入院ということになってしまって、その手
続を踏むということになれば、例えば医者の証明書をもらうとかいろんなも
のの経費を考えれば、果たして外来の人たちがこの要綱どおりに手続をと
って、果たして減免にしてもよかったかどうかという判断は非常に難しいです。
恐らく医者だって証明の手数料なり取られる、そういったものというのはどう
いうふうになっているかよくわかりませんが、とにかく事務そのものが
非常に複雑、すぐ該当にはならない。そういう状況の中で、今要件緩和等は
考えていないということなのですか、それでも考えないですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、お答えいたします。

この一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要綱につきましては、平成 21 年度の定例会において、清水議員さんから何回か、3 回ぐらいにわたってのつくっていただけないかというご質問の中で、平成 21 年の 9 月 28 日に告示をしまして、平成 21 年 10 月 1 日から施行されたというふうになっております。

それで、その後の動きなのですけれども、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについての一部改正について」というのが平成 22 年の 9 月 13 日付で都道府県知事にあて厚生労働省保険局長通知がございました。その前の取り扱いから、改正後につきますともっと厳しくなってしまうというのが現実でございます。この平成 22 年の 9 月 13 日の通知以前に嵐山町ではつくったわけですが、嵐山町、それから吉見町、滑川町も平成 21 年度の途中につくられております。小川町につきましては、平成 23 年の 4 月 1 日からつくられております。そのところで、滑川町、吉見町、嵐山町と、それから小川町は多少つくり方が変わっているみたいです。

どこがというところでございますけれども、一部負担金の減免のところ、その前にどういう事由につき減免ができるかというのがあるのですけれども、そこはちょっと省略させていただきまして、追加された部分でございますけ

れども、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものと、そういうことでここが追加になりました。その①が、入院療養を受ける被保険者の属する世帯、②としまして、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入または組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者の収入が、生活保護法、ちょっと途中を省略しますけれども、生活保護法の定める保護のための保護金品に相当する全額の合算額以下であり、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯ということで、それ以外にも期間の問題も出てきているのですけれども、基準がその後の通知でもっと厳しくなってしまったというのが現状でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ということは、余計利用する人たちが少なくなることになるのだと思うのです。

私は、要件は、それは町が決めて、生活保護基準の 1.3 というふうに決めたわけですから、その要件は問題がないと言えはあれですけれども、要件そのものよりも、まず該当するかどうかの判断や、該当した場合に窓口ですぐ対応できるようなシステムにやっぱり変えていただきたいと。そうでなかったら、申請すら出てこないです。まず、そこを変えてほしいと思うのです。病気で医者の窓口に行ったときに、これはある診療所の事務の人が、そういう要綱があるのなら、私たちにも説明いただければ窓口でも説明しますよ

ということも言ってくれているわけです。そういう部分ですぐ対応ができる、外来で行ったときにすぐ対応ができる、そういうふうな手続のシステムにしなければならぬ、これでは申請すら出てこないです。所得証明はとって、医者診断書をとってなんていっていただけて、だって、外来に行くのに、該当してほしいという人たちのためにつくったわけですから。どうでしょう、町長。そういう意味で、すぐ対応できるような方法に直すということとはできないでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 お答えいたします。

一部負担金の関係につきましては、もともと対象者となるべき方についての規定もございまして、その規定がいろいろ幾つかあるわけですが、その対象になるべきことも、ふだん余り起こらないであろうという事例を含めての対象者というふうにそもそもが定めてあるのかなというふうに思っているところでございまして、一部負担金の減免そのものは、その事例が起こる可能性が多分に少ない中の対象者の、もし起きた場合に用意しておく取扱要綱だという認識でございます。

それから、余計な話だと思えますけれども、一部負担金についてのもし該当があった場合においては、国の調整交付金の申請段階においては、当然、一部負担金の減額免除があった場合にはその分は除かれると、国の調整交付金からも除かれるということもございます。それも改めて国調整交付

金交付申請及び実績報告受領会のとくに言われているところでございます。

それから、一部負担金の免除とか減免というのは、震災だとか風水害、火災とか、ふだん起こらないであろうというのを想定にしているというところ
でございまして、そういう中ではこの一部負担金の取り扱いがやりづらいと
いうのはそのとおりかなというふうに思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) それでは困ってしまうのです。何のためにこの一
部負担金の要綱をつくったかといえば、先ほど言ったように、保険料だって
そんなに安くないです。そういう中で、少なくとも医者にかかるときには窓口の
一部を免除してもらう、あるいは猶予してもらう、そういうことでつくったわけ
ですから、そういう趣旨のもとで、住民の被保険者の方が安心して医者にか
かれるという趣旨のもとにつくったわけで、何か今の課長の話では、できる
だけ対象から、受けさせないのだというような感じを受けたのですけれども、
それでは困るわけで。

1つ提案をしたいと思うのですけれども、今課長のほうは、ある程度該当
するような人たちの把握というのはできているということですよね。だとすれ
ば、年度当初から、その人が該当するかどうか、保険証ではないですけ
れども、一部負担金の免除あるいは猶予が受けられますという、町の、受け
られる人については町が、課長名でもいいし、町長名でもいいし、発行する
ことによって外来でいつでもかかれるという状況はクリアできるのではない

かというふうに思うのですけれども、そういうような方法というのはとれないのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 この一部負担金の減額、免除というものについては、その定められたものについて、期間の定めもあるというところがございまして、なお引き続き一部負担金の減額や免除が続くのであれば、この一部改正にもあるのですけれども、それだけお困りになっている世帯は、社会保障の問題として、その先のところにまで考えたことも含めて一部負担金の減額や免除を取り扱ったほうがいいのではないかということも国から来ている通知の中では示されているところでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、町が何のために生活保護基準の1.3倍の設定をしたのかということになってしまいます。今の課長の答弁は、そういう人は生活保護を受けたほうがいいという答弁です。では、何で嵐山町は生活保護基準の1.3倍まで拡大をして、この要綱に該当させるようにしたかということです。その部分をどう救ってかということではないですか。だから、事前にそういう資格書的なものを発行していけば、外来でもいつでも受けられるというふうになるではないですか。少なくとも、今の課長の答弁は、そういう人たちは生活保護を申請してくださいという答弁です。そうではないと思

うのです。この要綱をつくった精神が入っていないです。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 この要綱に定めるものの中に、全部お話ししなくて申しわけなかったのですけれども、減免の期間、それから猶予の期間というものも定めがございまして、その定めの間につきましては、1年の中で3カ月以内を限度として行う、ただし、病状や当該世帯の状況を勘案の上、再度の申請により再度3カ月の範囲で減免することができる、あるいは徴収猶予を行うことができるということで、6カ月の期間を定めて限られているということとでございます。

それから、先ほども申し上げましたけれども、平成22年の9月13日付の厚生労働省局長からの通知では、先ほども申し上げましたとおり、この期間の中で減免をするのであれば、なお療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ることという指導がなされているところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 要件のことを聞いているのではないのです。支給要件のことを聞いているのではなくて、それは、だから、支給要件に当ては

まれば該当させるわけでしょう。ただ、該当させる前に急病で医者にかかったときには、それこそ、病院にかかりながら医者の証明書をもらい、町のほうに所得証明をもらい、申請を出す、それをやらなければならない。だったら、課のほうで対象者を把握しているのであれば、事前にその調査をしてもらって、一部負担金に該当しますよという証明をまずは出せばいいではないですか。そういうことができないかと聞いているのです。そうすることによって、急病の人は保険証とそれを持っていけばいいわけでしょう。そうすれば安心して、減免という決定になるのか、猶予という決定になるのか、それはわかりません。そういう証明を事前に町が出すことによって、保険証とそれを持っていけば外来で安心してかかれるというふうになるのではないですかと聞いているのです。そういうことが町としてできませんかと聞いているのです。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 国民健康保険税の一部負担金の減免の要綱を見ますと、議員さんおっしゃる意味はよくわかるのですけれども……

〔「そんなの何でできないんだ」と言う人あり〕

○新井益男町民課長 内容については、医療費の2割あるいは3割等の一部負担金の減免の額になるべき数字が把握されるのは町ではなくて本人でございまして、どれだけの一部負担金の減免が必要かというのは町にはおくれて来るというような実態もありまして、お医者さんからの、医療を担当

する医師の認定した額ということで申請を出していただかなければできないという部分もあってこんなようになっているのかなというふうに思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 課長の言われていることがよく、私自身が理解できないのかもしれませんが。

そういう面では、要綱に基づいて町は一部負担金の減免や猶予を決定するわけですね。それには、要綱の中にこういう条件がありますよ、それに該当するかどうか審査をするために書類をつけて申請書を出してくださいとやっているわけですね。その決定は町がするわけですね。だから、それが一部負担金の減免になるか、猶予になるか、軽減になるかわかりませんけれども、その決定は町がするということですよね。その決定を、申請を出して決定する期間が1カ月とか1カ月半とかとかかるのでしょうかけれども、決定するのはそうでもないか、申請時から比べると、書類を集めたり何かしなくてはならないですから、その程度の期間は最低でも必要になるのかなというふうに思うのです。

そういう点から考えれば、例えばこういうふな要件に該当する人たちというのは、それこそ保険料を払うのも大変な人たちです。だからこそ、せめて医者へ行って窓口で払う場合は減免をしたり、猶予したりしようではないかというふうにしてつくられたのがこの要綱です。だとすれば、もう最初からそういう措置をとれないかということなのです、私が言っているのは。だから、

そのためには、年度当初、医者診断書というのは、これはくせものだと思うのですけれども、ある程度所得によってそういうものが、そういうもので該当ができるような方法がとれないかどうか、それを検討してほしいということなのです。

確かに医者が見積書等が必要になるということになるとなかなか難しい部分があると思うので、その辺は利用してもらうために少し考えてほしいというふうに思うのです。だって、もともとはそういう所得の少ない人たちのために何とかしましょうよということをつくった要綱のわけで、今課長が言うような話の中ではなかなか申請も上がってこないだろうし、申請をする期間も必要になってくる、そういう人たちのためにどういうふうな整備をしていくかというのは、これは町の責任だと思うのです。せめてそういう人たちのために使いやすい要綱にしてほしいというふうに思うのですが、町長、どうですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 このことに関して、私の知識だとちょっと答弁しづらいような、非常に微妙なところなのです。

それで、課長からも再三説明を受けて勉強をさせていただきました。しかし、その対象者が少ない、それと対象のところになるいろんな条件というのは、今お話ありましたけれども、そういうような状況、そしてそういうの上に来たものだということなのです。ですので、申請者も少ない、ないというよう

な状況なのです。ですので、私のほうからは、ちょっとそれについて、では、こうしますというようなことは言えないのですけれども、課長のほうから細かいところは答弁させますので、その線でご容赦をいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) いずれにしても、この対象の問題でいえば、生活保護基準のというものがあって厳しくなっているのだと思います。ただ、いずれにしても、この要綱そのものがさっき言ったような趣旨のもとでつくられている、つくっていただいたというふうに言っていると思うのですけれども、要綱なわけで、その対象も含めた手続の緩和というものをぜひ研究してほしいというふうに思います。

終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎休会の議決

○長島邦夫議長 お諮りします。

議事の都合により、6月12日、13日を休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月 12 日、13 日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時44分)